

第3期中島村 子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

中 島 村

目 次

第1章 第3期計画の策定にあたって	1
Ⅰ 計画策定の趣旨	1
Ⅱ 子ども・子育て支援にかかる動向	2
1 これまでの国の動向	2
2 これまでの村の動向	3
Ⅲ 計画の位置づけ	4
Ⅳ 計画の期間	5
Ⅴ 計画策定の体制	6
1 策定委員会の設置	6
2 実態・要望等の把握	6
3 PDCA サイクル	7
第2章 子育て環境について	9
Ⅰ 人口動態等	9
1 人口推移	9
2 人口ピラミッド	10
3 児童人口	11
4 一般世帯・1世帯あたりの人員	12
5 子どものいる世帯	13
6 自然動態・社会動態	14
7 出生率	15
8 婚姻・離婚	15
9 未婚率	16
10 就業者数・就業率	17
11 産業分類	18
12 男女年齢別就業率	19
Ⅱ 施設等の状況	20
1 中島保育所の状況	20
2 中島幼稚園の状況	20
3 中島幼稚園預かり保育の状況	20
4 小学校の状況	21
5 放課後児童クラブの状況	22
Ⅲ 人口推計	23
1 人口推計	23
2 児童人口の推計	24
Ⅳ ニーズ調査	25
1 調査結果【就学前児童】	25
2 調査結果【小学生】	35
Ⅴ 子どもを取り巻く現況と課題	41
1 経済的支援の確保	41
(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減	41
(2) ひとり親家庭等への経済的支援	41
(3) 不妊治療への経済的支援	41
2 妊娠・出産・育児への支援	41
(1) 妊娠期からの切れ目のない支援	41
(2) 安心してできる子育てへの支援	42
(3) 共働き家庭の増加に対応した保育サービスの充実	42
3 幼小中学校の連携による一貫した教育の推進	42
(1) 幼児教育の充実	42
(2) 学校教育の充実	42
4 子どもの健康・発達支援	43
(1) 子どもの健康づくりと疾病予防の促進	43
(2) 地域医療体制の確保	43

(3) 障がいの早期発見・療育の充実.....	43
5 地域ぐるみの子育ち支援.....	44
(1) 子どもたちの心と身体の財産の蓄積.....	44
(2) 安心・安全社会の確立.....	44
第3章 計画の基本理念と体系について	45
I 基本理念.....	45
II 基本体系.....	46
第4章 子育て・子育て支援	47
I 子育て支援.....	47
1 経済的支援の確保.....	47
(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減.....	47
(2) ひとり親家庭等への経済的支援.....	48
(3) 不妊治療への経済的な支援.....	48
2 妊娠・出産・育児への支援.....	49
(1) 妊娠期からの切れ目のない支援.....	49
(2) 共働き家庭の増加に対応した保育サービスの充実.....	52
II 子育て支援.....	53
1 幼小中学校の連携による一貫した教育の推進.....	53
(1) 幼児教育の充実.....	53
(2) 学校教育の充実.....	54
2 子どもの健康・発達支援.....	55
(1) 子どもの健康づくりと疾病予防の促進.....	55
(2) 地域医療体制の充実.....	57
(3) 障がいの早期発見体制の整備.....	57
3 地域ぐるみの子育ち支援.....	60
(1) 子どもたちの心と身体の財産の蓄積.....	60
(2) 子どもの安心・安全の確保.....	62
第5章 子ども・子育て支援制度	63
I 子ども・子育て新制度の概要.....	63
1 子ども・子育て新制度について.....	63
2 子ども・子育て支援給付について.....	64
(1) 教育・保育給付の内容と方法.....	64
(2) 支給認定.....	65
(3) 認定区分と教区・保育施設.....	67
(4) 地域子ども・子育て支援事業.....	68
II 実施体制.....	71
1 教育・保育提供区域の設定.....	71
2 子ども・子育て支援給付.....	71
3 地域子ども・子育て支援事業.....	71
III 子ども・子育て支援給付の事業量の見込と確保の方策	72
1 中島保育所と中島幼稚園.....	72
IV 地域子ども・子育て支援事業量の見込と確保の方策	74
1 利用者支援事業【母子保健型】（継続）.....	74
2 妊婦健康診査（継続）.....	74
3 乳児家庭全戸訪問事業（継続）.....	75
4 養育支援訪問事業（継続）.....	75
5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）.....	76
6 産後ケア事業（新規）.....	76
7 一時預かり事業（継続）.....	77
(1) 幼稚園型一時預かり事業.....	77
(2) 一般型一時預かり事業.....	77
8 病児・病児後保育事業（継続）.....	78
9 子育て短期支援事業（新規）.....	78
10 放課後児童クラブ事業（継続）.....	79

資 料	81
Ⅰ 中島村子ども・子育て会議条例	81
Ⅱ 中島村子ども・子育て会議委員名簿（令和6年度）	82

第1章

第3期計画の策定にあたって

第1章 第3期計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨

我が国において、令和6年4月1日時点における15歳未満の子どもの数は1,401万人と前年より34万人少なく、昭和57年から43年連続で減少しており、ピークだった昭和29年の2,989万人から半減している状況となっています。また、総人口に占める子どもの割合も前年より0.2ポイント低い11.3%と50年連続で減少しており、少子化が進んでいます。

国における子ども・子育て対策は、平成6年に「エンゼルプラン」を策定し、保育所の整備や育児休業制度の推進が図られました。その後、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が施行され、自治体や企業が次世代育成支援行動計画を策定し、仕事と家庭の両立を支援する環境が整えられました。さらに平成27年には「子ども・子育て支援新制度」が導入され、保育サービスの質の向上や量的拡充、家庭への養育支援が総合的に推進されました。

また、令和5年には子ども政策を統一的に進める「こども家庭庁」が発足し、子ども施策の一元化が進められ、同年制定された「こども基本法」により、全ての子どもが幸福な生活を送るための権利が保障される社会を目指した取組が強化されています。

本村では、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、すべての子どもが父母や地域の愛情に包まれて健やかに成長できることを目指して、平成27年3月に「中島村子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期中島村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援を総合的に推進してきました。

この度、令和2年3月に策定した「第2期中島村子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、新たに「第3期中島村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の充実を目指します。

Ⅱ 子ども・子育て支援にかかる動向

1 これまでの国の動向

■これまでの国の動向（平成27年度以降）

年次	法律・制度等	内容
平成27年度	子ども・子育て支援法 関連3法施行	・子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業の実施 ・3歳以降の教育・保育の一元化に向けた認定こども園の普及
	保育士確保プラン	・平成29年度末までに7万人の保育士を確保
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化など
平成28年度	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示（不登校、ひきこもり対策等の推進）
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることが明言（児童虐待防止対策の強化等） ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善 ・平成30年度以降も保育士の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
平成29年度	子育て安心プラン	・令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ、女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
平成30年度	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
	基本指針の改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更が明示
令和元年度	教育・保育の無償化	・消費税10%に増税、子ども・子育て支援法の改正 ・3歳から5歳までの教育・保育の無償化等
令和2年度	新子育て安心プラン	・令和3年度から令和6年度末までの約4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備
令和3年度	子ども・若者育成支援推進大綱	・一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指す
令和5年度	こども家庭庁設立	・「こどもまんなか社会」の実現を目的とした、こども施策に強力なリーダーシップをもって取り組む
	こども基本法施行	・全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す
	こども大綱	・従来の「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」及び「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化
令和6年度	児童福祉法改正	・児童の虐待予防や児童の権利の擁護、こども家庭センターの設置など、市町村における子育て家庭への支援の充実等

2 これまでの村の動向

■これまでの村の動向（平成 27 年度以降）

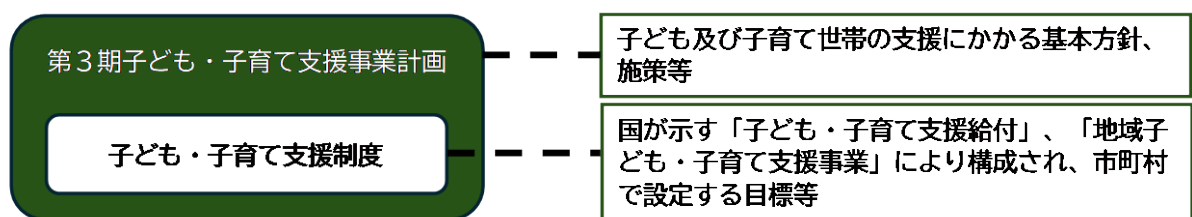
年次	法律・制度等	内容
平成 27 年度	中島保育所、中島幼稚園の保育料等の無料化	・保育所の保育料・給食費、幼稚園の保育料・預かり保育料・給食費を無料化
平成 28 年度	吉子川小学校校舎改修工事	・老朽化に伴い教室・トイレ・廊下等の改修
平成 29 年度	中島村児童館輝らキッズの開設	・施設新設に伴い子ども教室等の運営開始
	中島村教育大綱の策定	・教育・学術・文化の振興に関する総合的施策の指針（平成 30 年度～令和 4 年度）
平成 30 年度	中島幼稚園預かり保育室増築	・共働き家庭の増加による保育需要に対応するため、預かり保育室の拡充
令和元年度	「しらかわ病児保育室」開設	・しらかわ地域定住自立圏で白河厚生総合病院敷地内に設置
令和 3 年度	給食センター完成	・給食センター「輝らキッチン」を新設 ・アレルギー食調理室、見学エリア等を新たに設置
令和 4 年度	保育所改修工事	・令和 2 年度～4 年度にかけて、保育所トイレ、テラス、門扉、保育室床・ロッカー等の改修
	中島村教育大綱の策定	・教育・学術・文化の振興に関する総合的施策の指針（令和 5 年度～令和 9 年度）
	小中学校給食費の無料化	・小中学校の給食費を無料化
令和 6 年度	小学校創立 150 周年	・滑津小学校と吉子川小学校が創立 150 周年を迎え、両小学校で式典を開催

Ⅲ 計画の位置づけ

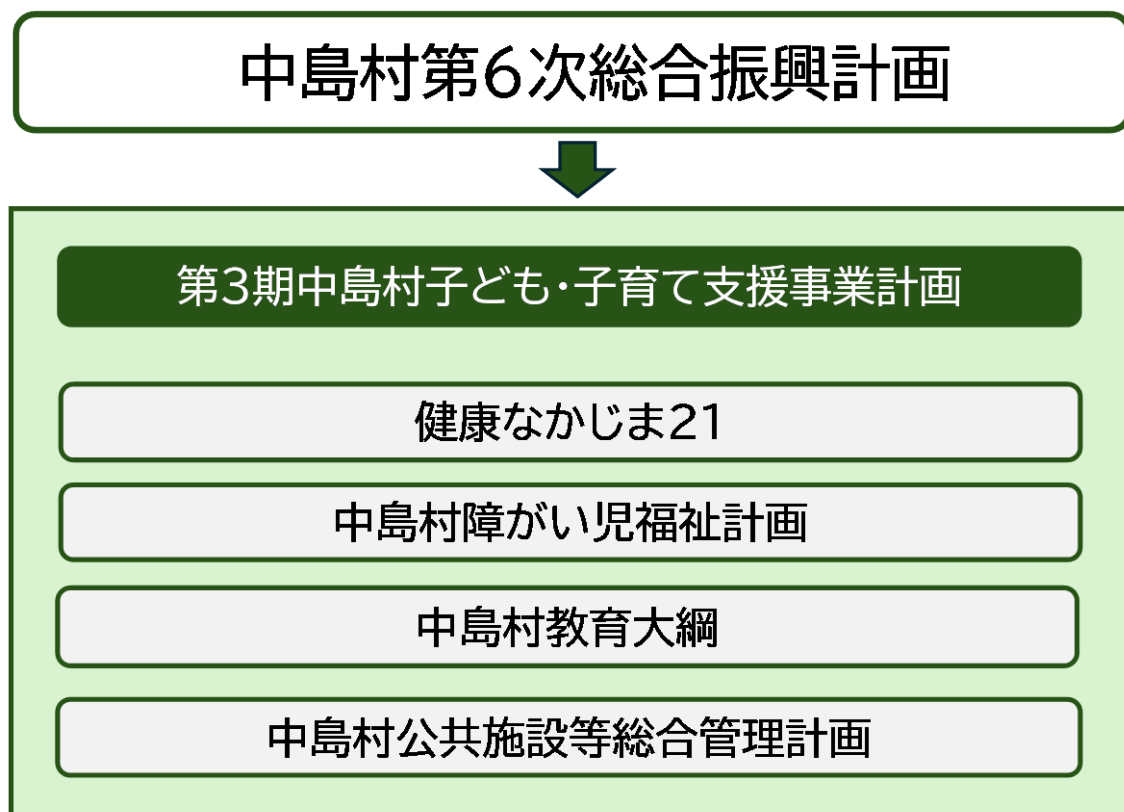
本計画は、子ども・子育て支援法（第61条第1項）に基づく法定計画として位置付け、本村の子ども及び子育て世帯への支援にかかる基本方針、施策等を明示し、併せて国が示す子ども・子育て支援制度における目標等を定めました。

また、本計画は、むらづくりの指針である「中島村第6次総合振興計画」の方針に沿って策定されるとともに、健康増進法に基づく「健康なかじま21」、障害者総合支援法に基づく「中島村障がい児福祉計画」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づく「中島村教育大綱」との調整を図り策定します。なお、本計画に関連する公共施設については、「中島村公共施設等総合管理計画」に基づき整備します。

■計画構成



■関連計画との関係



IV 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度を計画期間とする5年間の計画です。ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに柔軟に対応するため、適宜計画の見直しを行うものとします。

■計画期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期中島村子ども・子育て支援事業計画									
					【計画の点検・状況に応じて見直し】				
					第3期中島村子ども子育て支援事業計画				
					【計画の点検・状況に応じて見直し】				

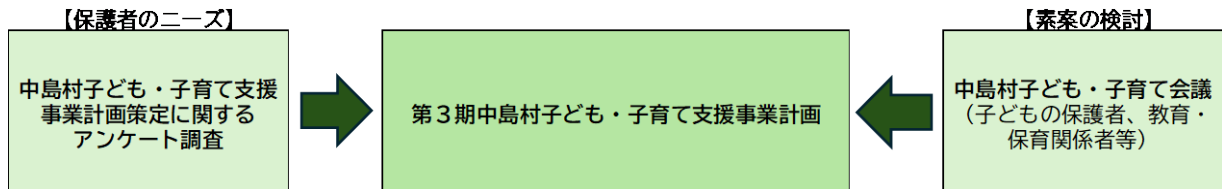
V 計画策定の体制

1 策定委員会の設置

本計画の策定は、地域特性に応じた計画を策定するため、保護者や教育・保育関係者で構成された「中島村子ども・子育て会議」において審議、検討を行いました。

計画を見直す際には、この会議で事業進捗や課題を検討します。

■計画策定フロー



2 実態・要望等の把握

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握するため、令和6年8月にアンケート調査（ニーズ調査）を実施しました。

この調査結果を下に、計画期間中における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用見込みや確保方策を検討・審議し、より実効性のある計画の策定を目指しています。

■調査の対象者と調査方法

	対象者	調査方法
就学前児童調査	就学前児童（0～5歳）を持つ保護者	保育所等を通じて配布・回収（一部郵送による）
小学校児童調査	小学生（1～6年生）を持つ保護者	学校を通じて配布・回収

■調査の概要

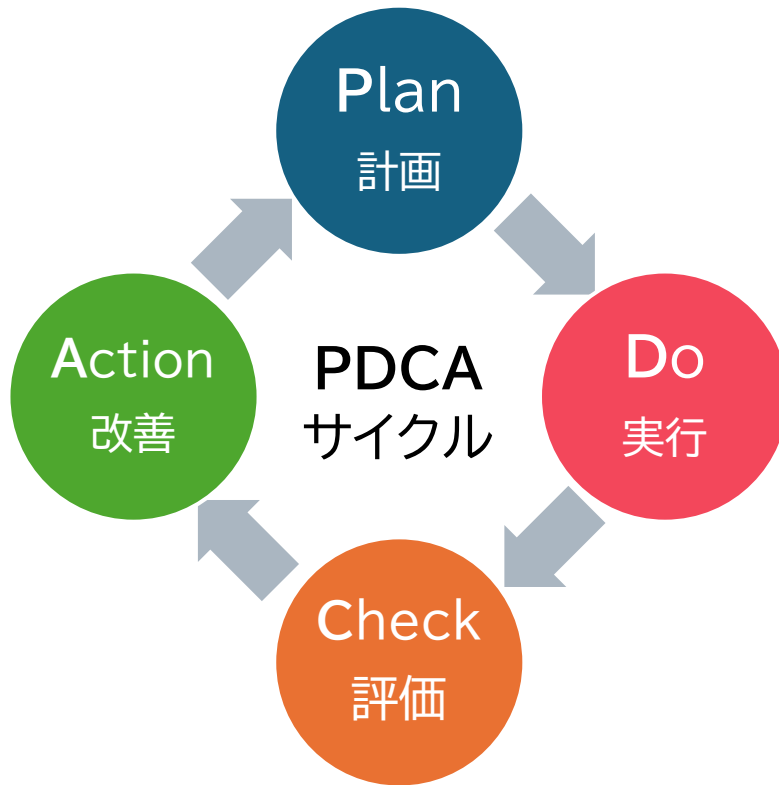
	配布数	①回収数 【回収率】	無効回答 (※)	②有効回答 【有効回答率】
就学前児童調査	132件	116件 【87.9%】	0件	116件 【87.9%】
小学校児童調査	189件	161件 【85.2%】	1件	160件 【84.7%】

(※) 無効回答については、白紙またはそれに準ずるもの。

3 PDCAサイクル

作成した計画については、下記のようなPDCAサイクルにより、事業の進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には随時、対応していきます。

■PDCAサイクルのプロセス



第2章

子育て環境について

第2章 子育て環境について

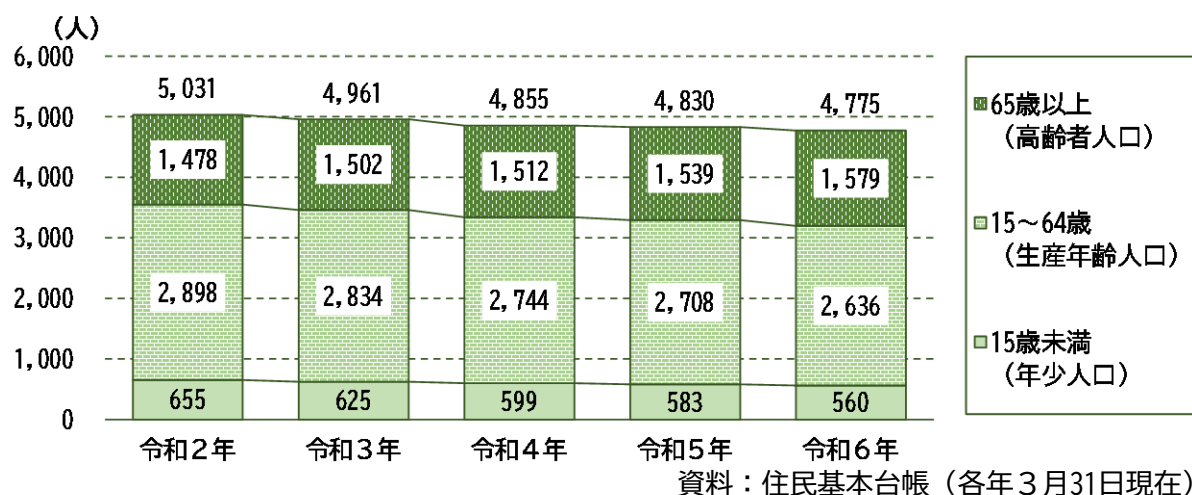
I 人口動態等

1 人口推移

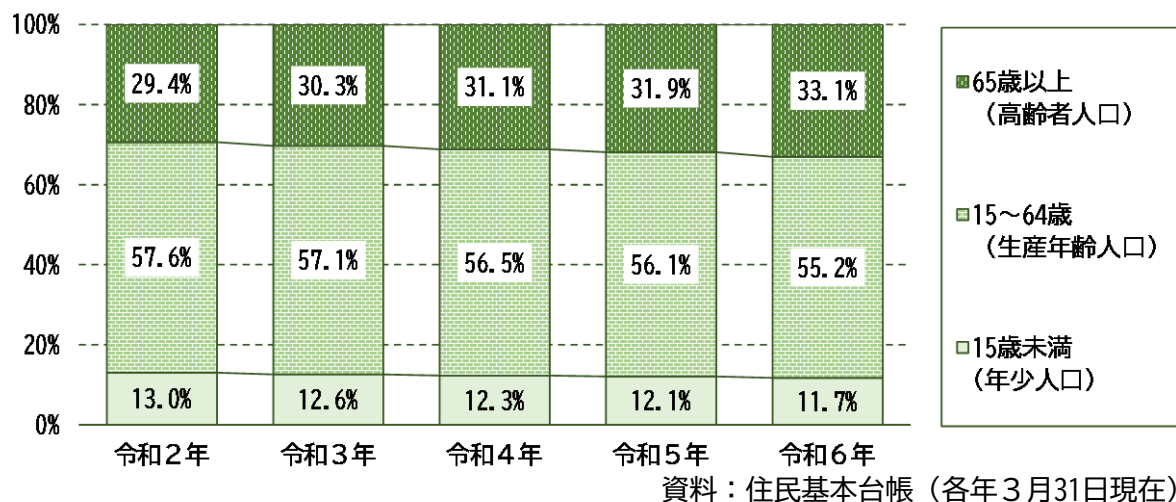
本村の人口は、減少傾向で推移し、令和6年3月31日現在では、4,775人となっています。年齢3区分別人口では、年少人口、生産年齢人口が減少傾向で推移し、高齢者人口が増加傾向で推移しています。

また、年齢3区分別人口割合では、年少人口割合と生産年齢人口割合が減少し、高齢者人口割合（高齢化率）の増加がみられ、令和6年3月31日現在では、年少人口割合11.7%、生産年齢人口割合55.2%、高齢者人口割合33.1%と少子高齢化の進行がみられます。

■年齢3区分別人口



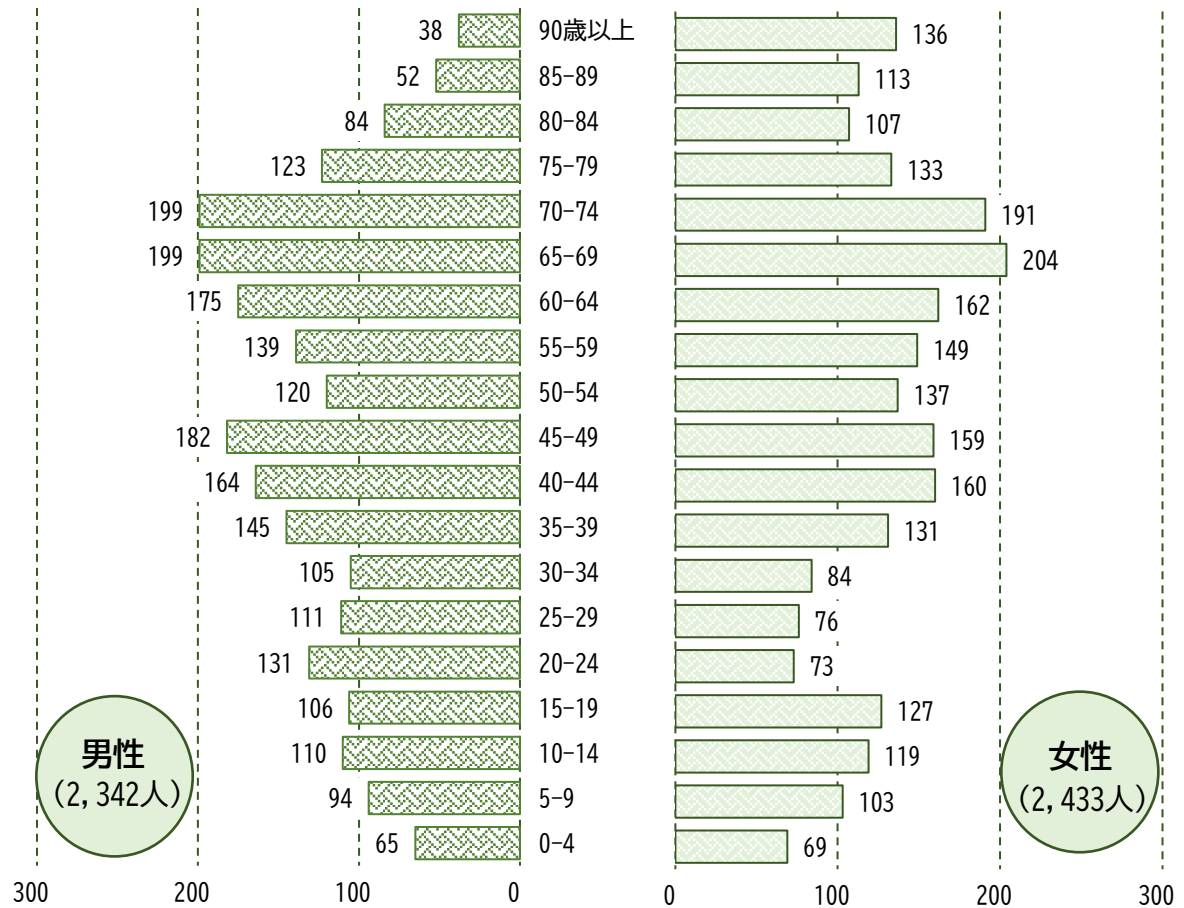
■年齢3区分別人口割合



2 人口ピラミッド

令和6年3月31日現在での人口ピラミッドをみると、「つぼ型」の形状となっており、男性は65－69歳、70－74歳がともに最も多く、女性は65－69歳の年齢層が最も多くなっています。

■人口ピラミッド



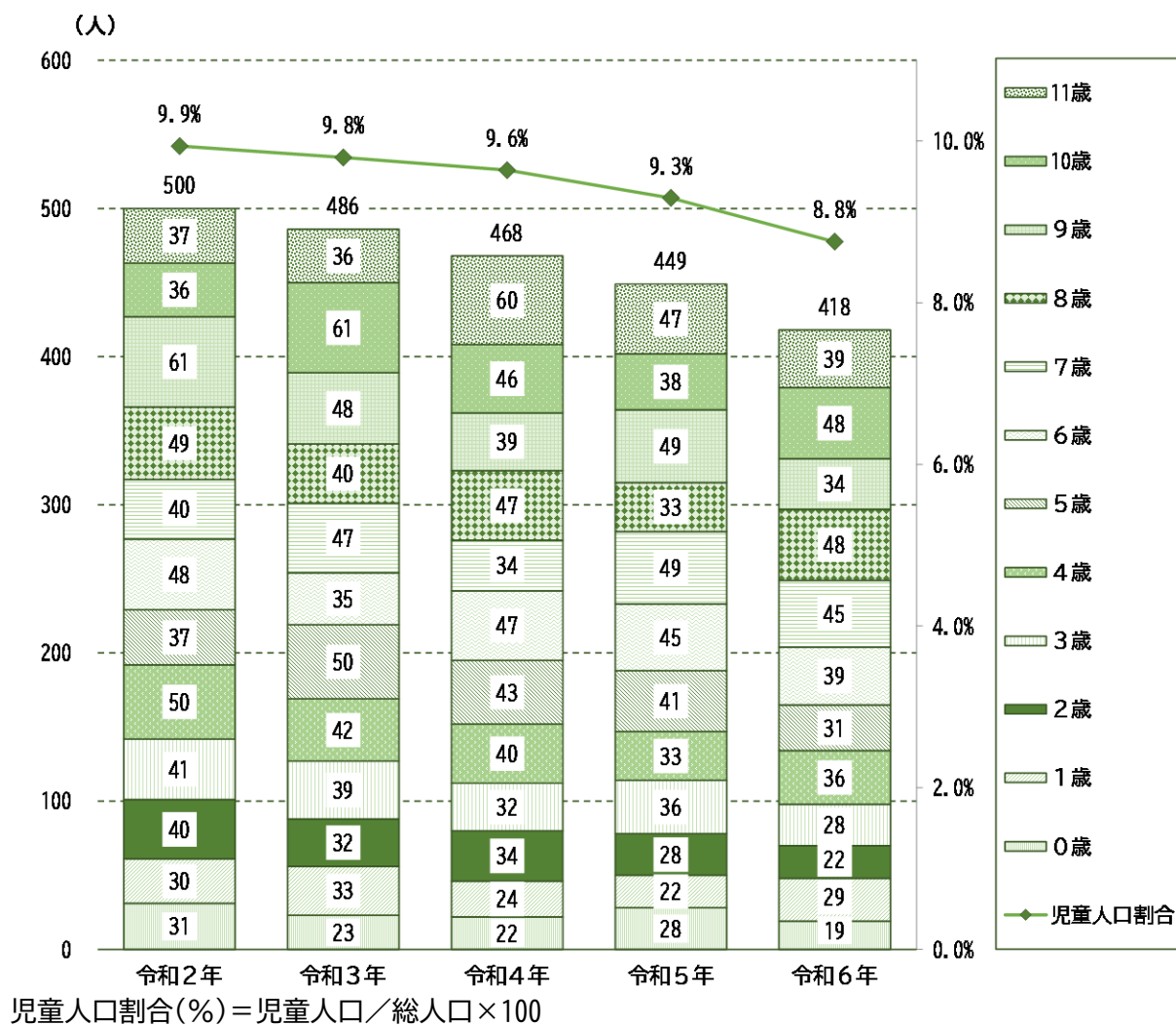
資料：住民基本台帳（令和6年3月31日現在）

3 児童人口

11歳までの児童人口の推移をみると、全体人口と同様に減少傾向で推移し、令和2年に500人であった児童数が、令和6年には418人となり82人の減少となっています。

また、総人口に占める児童人口割合を見ると、令和2年から令和6年にかけて1.1ポイント減少し、令和6年は8.8%となっています。

■児童人口

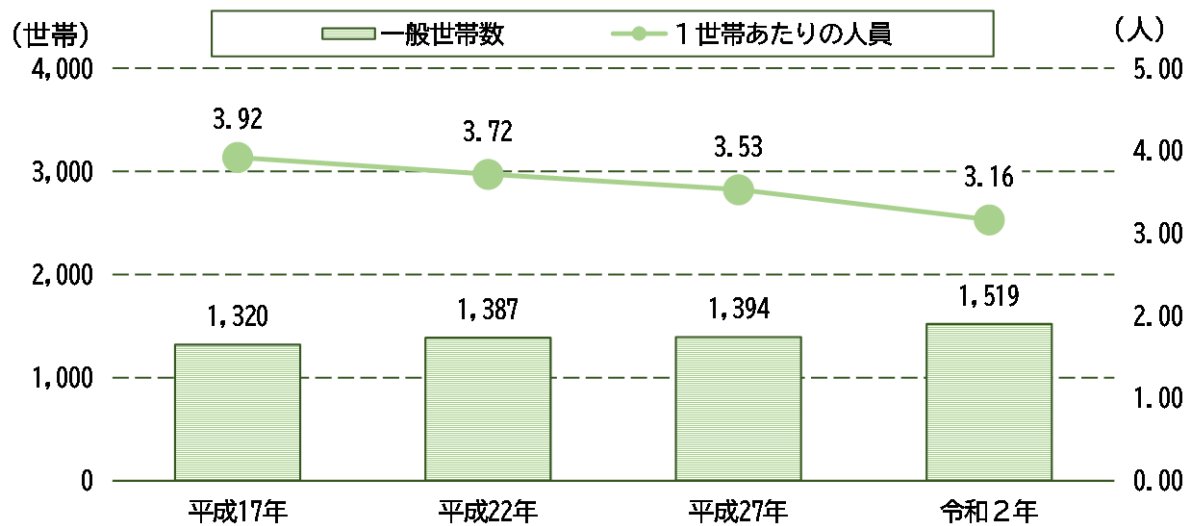


4 一般世帯・1世帯あたりの人員

国勢調査によると、世帯数は増加傾向で推移しており、令和2年では平成17年より199世帯増加し、1,519世帯となっています。

一方、1世帯あたりの人員は減少傾向で推移し、令和2年では平成17年より0.76人減少し、3.16人となっています。

■一般世帯・1世帯あたりの人員



資料：国勢調査

5 子どものいる世帯

国勢調査によると、6歳未満の親族がいる世帯の推移では、世帯数、世帯人員、6歳未満の親族人員が減少傾向で推移しており、令和2年では世帯数が168世帯、世帯人員が850人、6歳未満の親族人員が218人となっています。

また、18歳未満の親族がいる世帯も同様に、世帯数、世帯人員、18歳未満の親族人員が減少傾向で推移しており、令和2年では世帯数が438世帯、世帯人員が2,140人、18歳未満の親族人員が776人となっています。

■子どものいる世帯

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
6歳未満親族のいる世帯				
世帯数	269	193	178	168
世帯人員	1,326	1,051	960	850
6歳未満の親族人員	350	257	242	218
18歳未満親族のいる世帯				
世帯数	782	559	447	438
世帯人員	3,674	2,840	2,408	2,140
18歳未満の親族人員	1,384	985	853	776

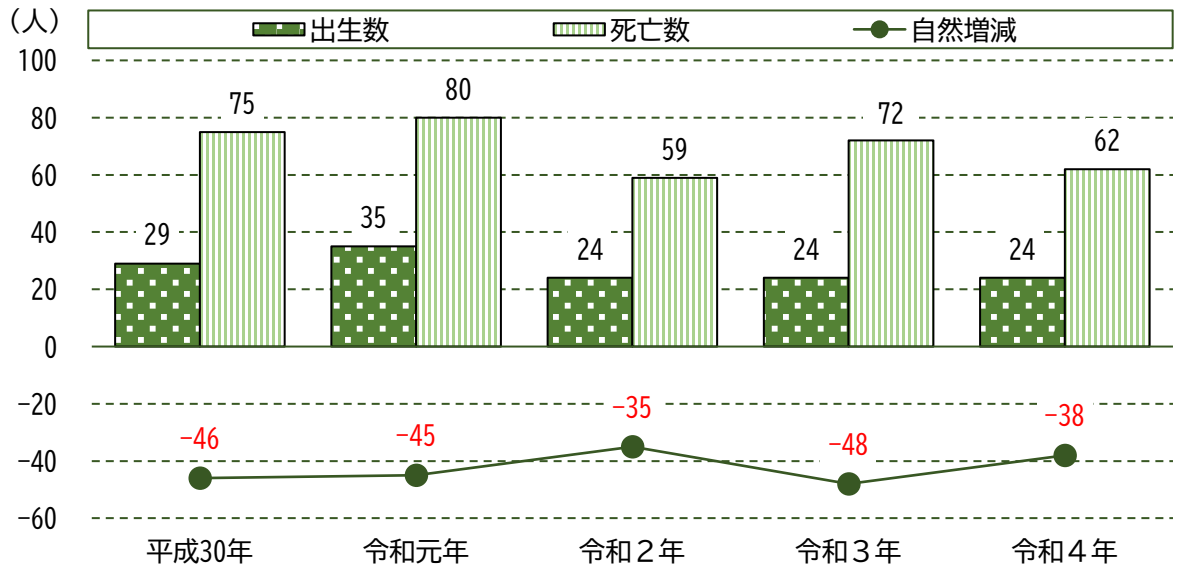
資料：国勢調査

6 自然動態・社会動態

自然動態の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、自然増減はマイナスで推移しており、令和4年の自然増減は、38人減となっています。

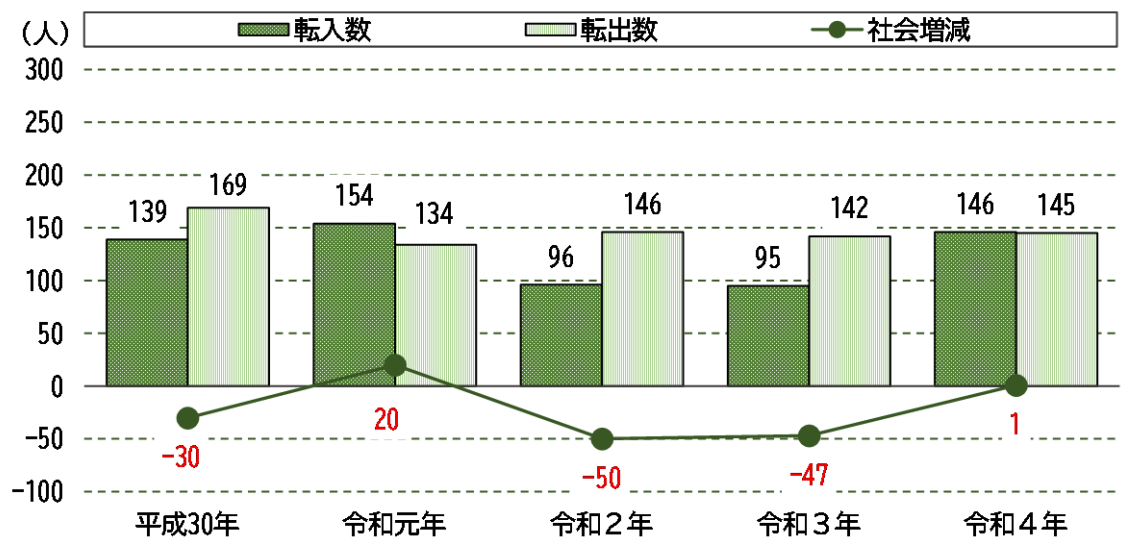
また、社会動態の推移をみると、転出数と転入数の増減がみられます。それに伴い社会増減も増減がみられ、令和4年の社会増減は1人増となっています。

■自然動態



資料：福島県統計年鑑

■社会動態

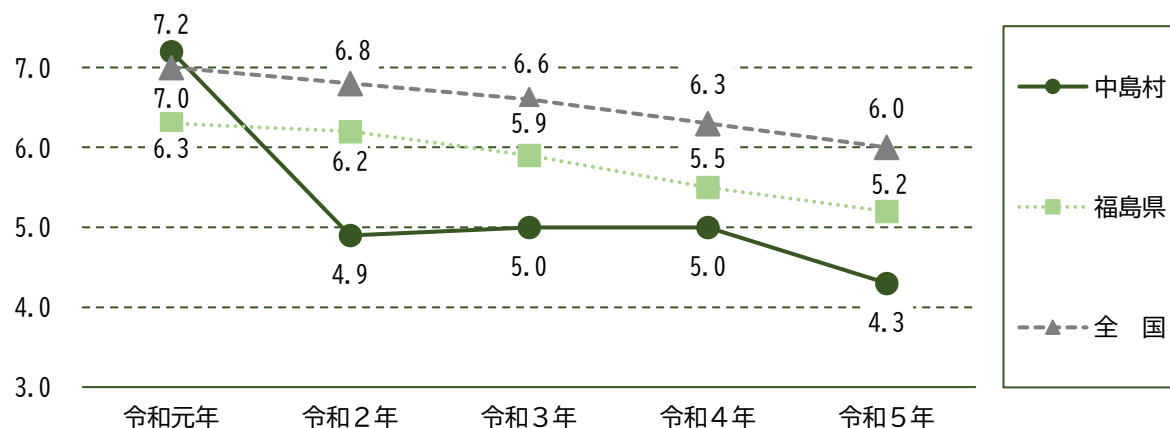


資料：福島県統計年鑑

7 出生率

出生率は、令和元年に全国（7.0）、福島県（6.3）より高い7.2となりましたが、令和2年以降、全国、福島県より低い値で推移し、令和5年では全国（6.0）、福島県（5.2）を下回る4.3となっています。

■出生率



※出生率＝出生数／総人口×1,000

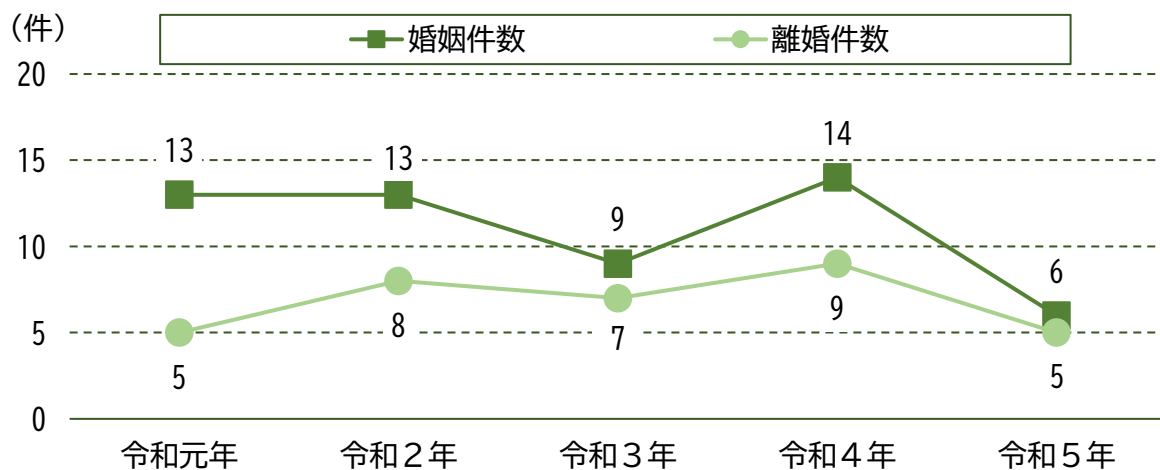
資料：人口動態統計（確定数）の概況（福島県）

8 婚姻・離婚

婚姻件数は、増減がみられるものの令和5年で減少し、6件となっています。

離婚件数は、増加傾向で推移していましたが、令和5年で減少に転じ、5件となっています。

■婚姻・離婚



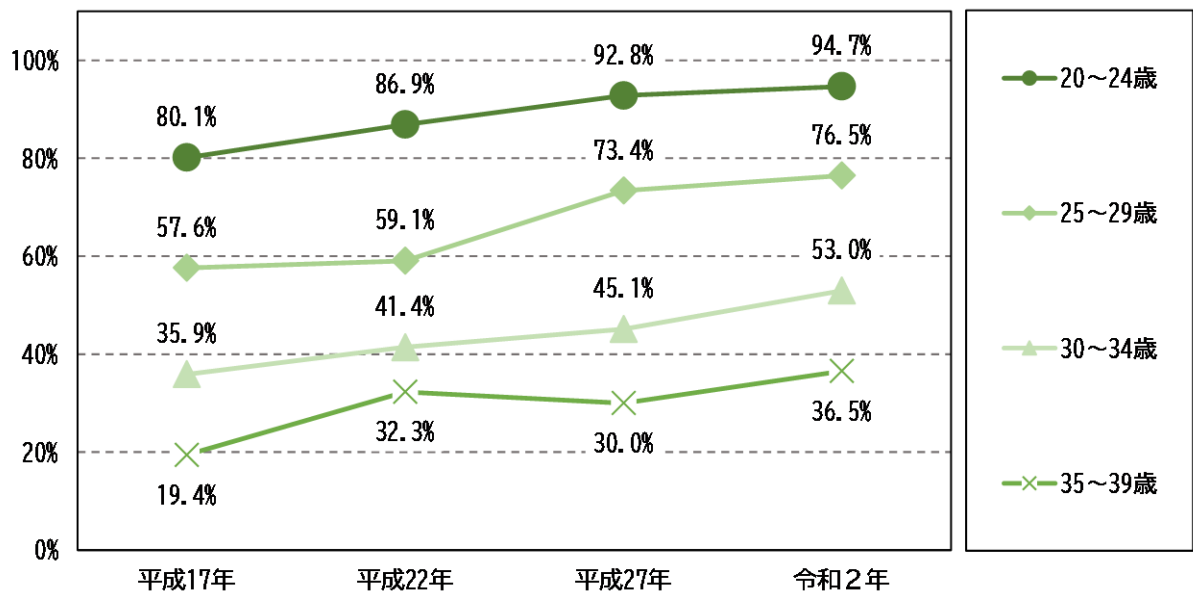
資料：人口動態統計（確定数）の概況（福島県）

9 未婚率

未婚率は、男性の令和2年の未婚率が平成27年の調査より、20～24歳が1.9ポイント増加、25歳～29歳が3.1ポイント増加、30～34歳が7.9ポイント増加、35～39歳が6.5ポイント増加しています。

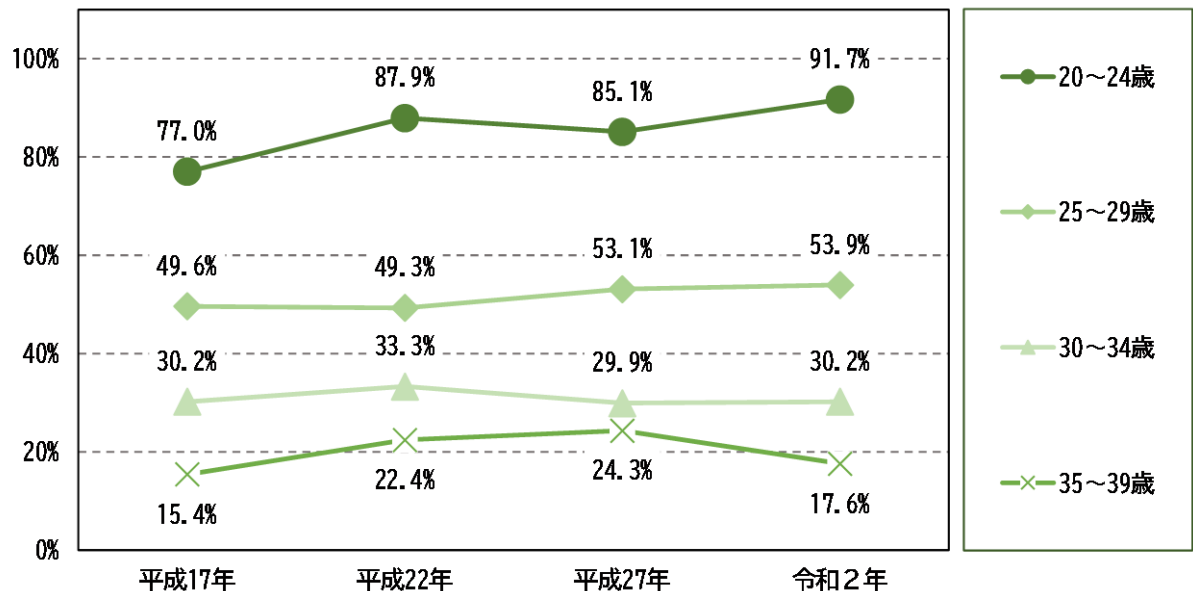
女性は、令和2年の未婚率が平成27年の調査より、20～24歳が6.6ポイント増加、25～29歳が0.8ポイント増加、30～34歳が0.3ポイント増加しています。なお、35～39歳の未婚率は減少に転じています。

■男性の未婚率



資料：国勢調査

■女性の未婚率



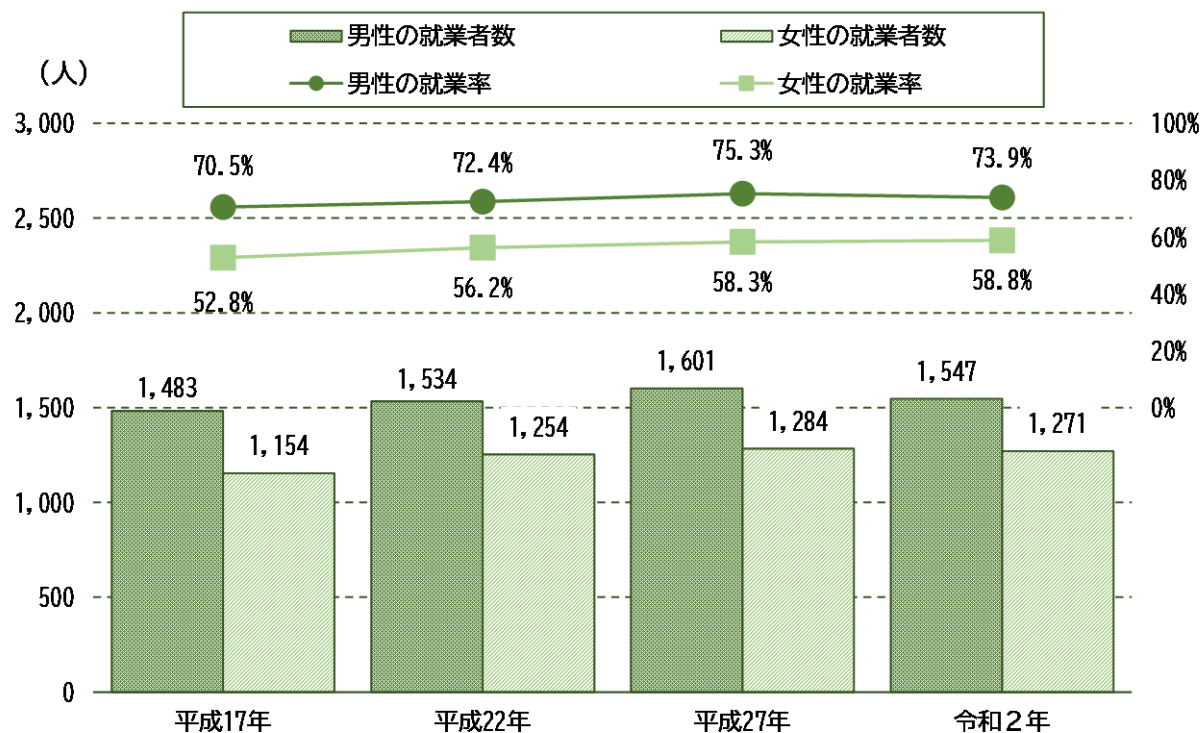
資料：国勢調査

10 就業者数・就業率

就業者数は、平成17年から平成27年にかけて、男性、女性ともに増加傾向で推移していましたが、令和2年で減少に転じています。令和2年の就業者数は、男性1,547人、女性1,271人となっており、平成17年と比べ男性は64人、女性は117人増加しています。

また、就業率は、増加傾向で推移しており、平成17年と比べ、男性は3.4%、女性6.0%増加しています。

■男女別就業状況



就業率 = 就業者 / 15歳以上人口 × 100

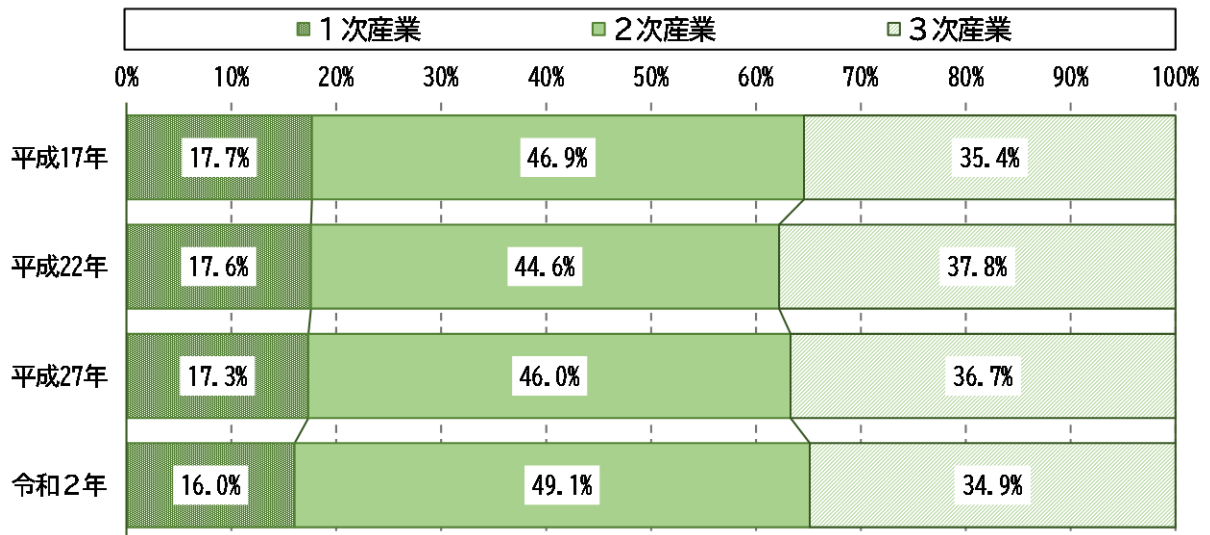
資料：国勢調査

11 産業分類

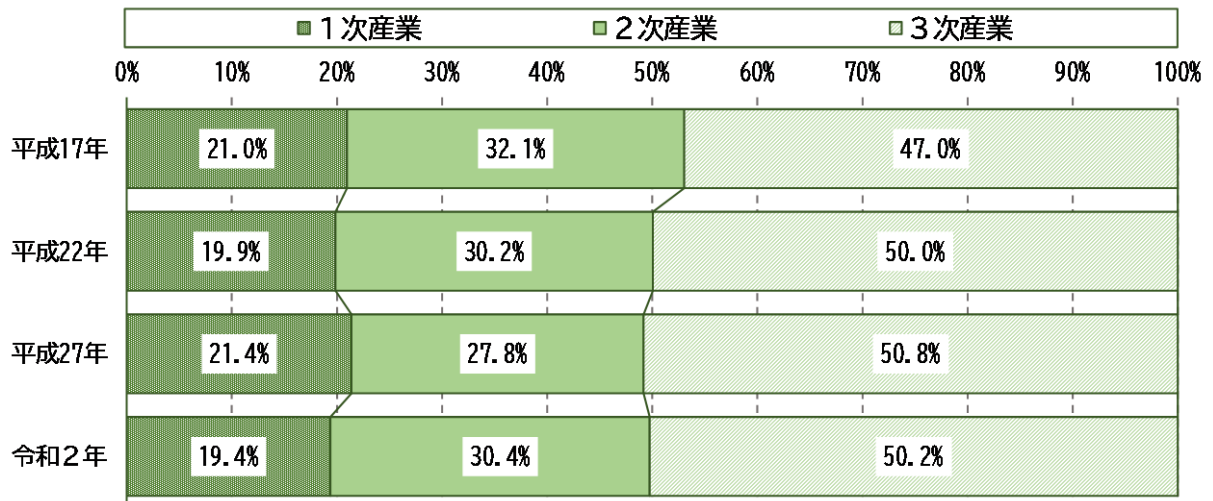
男性の産業分類別割合をみると、2次産業の割合が増加し、1次産業、3次産業ともに減少しています。

一方、女性の産業分類別割合をみると、平成17年から平成22年にかけて、3次産業が47.0%から50.0%に増加し、平成22年以降は50%台で推移しています。

■男女別産業分類 (男性)



(女性)



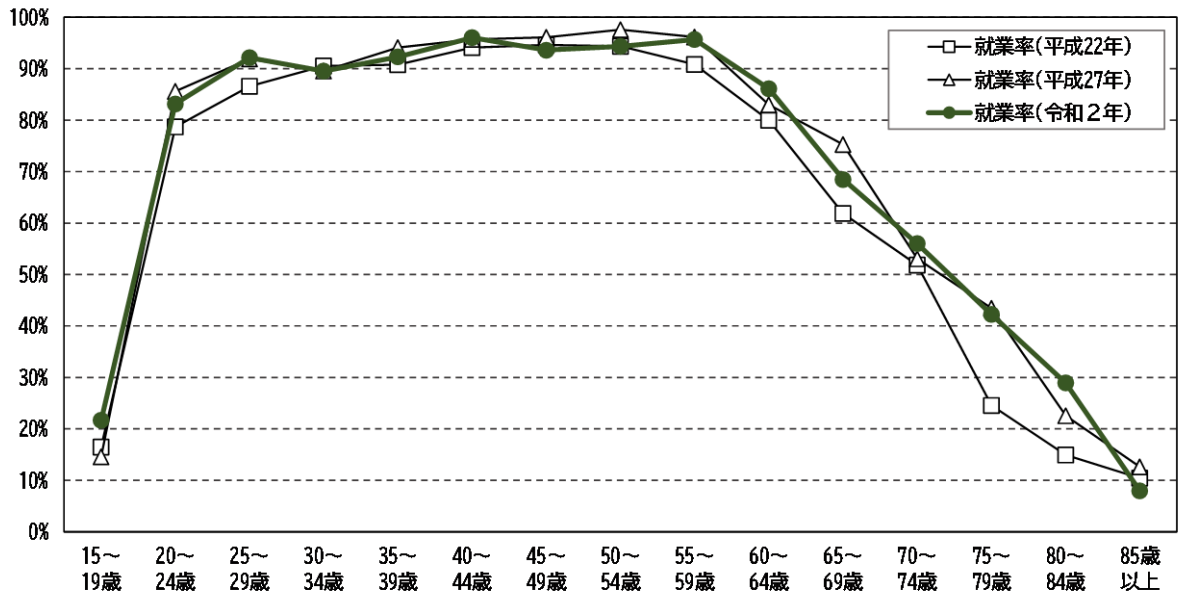
資料：国勢調査

12 男女年齢別就業率

男性の年齢別就業状況をみると、令和2年の就業率を過去2回の国勢調査と比較すると、特に60～64歳、70歳～74歳、80～84歳において高い就業率がみられます。

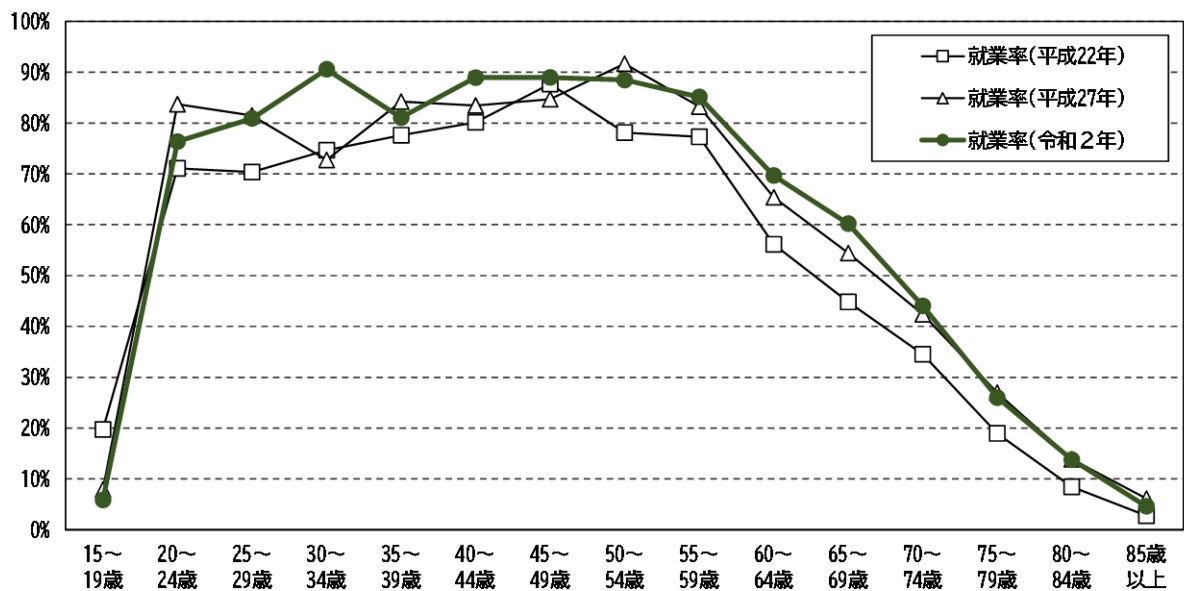
女性の年齢別就業状況は、令和2年の就業率を平成22年度の実業率と比較すると、ほぼ全ての年代で就業率の増加がみられます。

■男女年齢別就業率 (男性)



資料：国勢調査

(女性)



資料：国勢調査

Ⅱ 施設等の状況

1 中島保育所の状況

中島保育所の状況は、児童数が減少傾向で推移していましたが、令和5年度で増加に転じ、58人となっています。

また、一時保育利用者は増減があるものの、減少傾向で推移しており、令和5年度の一時保育利用者は6人となっています。

■中島保育所の状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	15	15	15	16	18
1歳児	25	21	19	18	19
2歳児	28	25	23	21	21
合計	68	61	57	55	58
定員	55	55	55	55	55
一時保育利用者	15	9	18	9	6
保育士	11	16	16	17	17
幼稚園教諭 免許保有者	11	16	16	17	17

資料：保健福祉課（各年3月31日）

2 中島幼稚園の状況

中島幼稚園の状況は、園児数は減少傾向で推移しており、令和元年度に133人であった園児数が令和5年度では110人となり、23人の減少となっています。

■中島幼稚園の状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3歳児	48	45	39	34	36
4歳児	38	48	43	43	33
5歳児	47	38	48	44	41
合計	133	131	130	121	110
定員	180	180	180	180	180
幼稚園教諭	9	9	9	9	9

資料：学校教育課（各年3月31日）

3 中島幼稚園預かり保育の状況

中島幼稚園預かり保育の状況は、預かり保育利用者が減少傾向で推移しており、令和元年度に108人であった預かり保育利用者が令和5年度では80人となり、28人の減少となっています。

■中島幼稚園の預かり保育の状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員	100	100	100	100	100
児童数	133	131	130	121	110
預かり保育利用者	108	108	110	99	80
定期利用者	100	96	102	90	78
一時的利用者	8	12	8	9	2

資料：学校教育課（各年3月31日）

4 小学校の状況

村内にある小学校は、滑津小学校と吉子川小学校の2校となっています。

滑津小学校の児童数は微減しており、令和6年度の児童数は153人となっています。

また、吉子川小学校も同様に児童数が微減しており、令和5年度では108人となっています。

■小学校別児童数の推移

(単位：人)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
滑津 小学校	クラス	9	8	7	7	7
	1年生	19	30	22	28	23
	(うち特支)	0	1	1	2	0
	2年生	32	19	30	22	28
	(うち特支)	0	0	1	1	2
	3年生	33	31	19	30	22
	(うち特支)	1	0	0	1	0
	4年生	23	34	31	18	30
	(うち特支)	0	1	0	0	1
	5年生	17	24	34	31	19
	(うち特支)	1	0	1	0	1
	6年生	40	18	24	34	31
	(うち特支)	1	1	0	1	0
	低学年	84	80	71	80	73
	高学年	80	76	89	83	80
	合計	164	156	160	163	153
吉子川 小学校	クラス	6	6	6	6	6
	1年生	19	16	12	21	22
	2年生	19	19	16	12	21
	3年生	26	19	19	17	12
	4年生	12	26	19	18	16
	5年生	19	12	26	20	18
	6年生	18	19	12	25	19
	低学年	64	54	47	50	55
	高学年	49	57	57	63	53
	合計	113	111	104	113	108

資料：学校教育課（各年3月31日）

5 放課後児童クラブの状況

村内の放課後児童クラブは、中島村児童館輝らキッズで実施されています。

低学年の利用者数は、減少傾向で推移しており、令和元年度に96人であった利用者数が令和5年度では64人となり、32人の減少となっています。

また、高学年の利用者数も同様に減少傾向で推移しており、令和元年度に30人であった利用者数が令和5年度では15人となり、15人の減少となっています。

■放課後児童クラブ数及び登録児童数

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所		児童館	児童館	児童館	児童館	児童館
定員		120	120	120	120	120
実利用者	低学年	96	72	60	62	64
	高学年	30	32	25	13	15
	合 計	126	104	85	75	79

資料：児童館（各年3月31日）

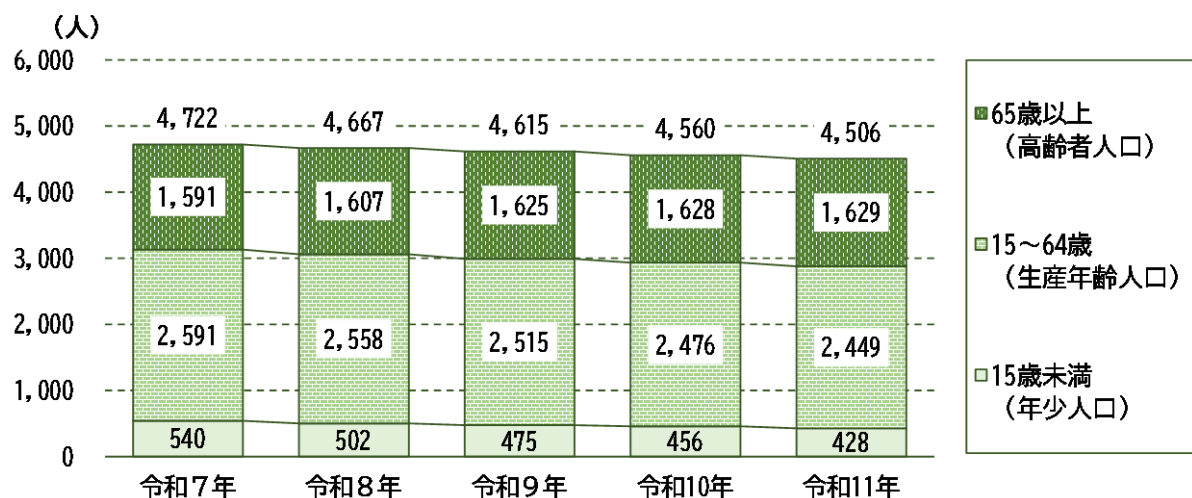
Ⅲ 人口推計

1 人口推計

令和2年から令和6年までの住民基本台帳を基に、本村の将来人口（コーホート変化率法による）を推計したところ、本村の総人口は減少傾向で推移し、令和11年の総人口は4,506人と予測され、令和6年3月31日時点での総人口（4,775人）より269人減少することが見込まれます。

また、年齢3区分別人口割合では、年少人口と生産年齢人口割合は減少傾向、高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移すると予測されます。

■年齢3区分別人口推計

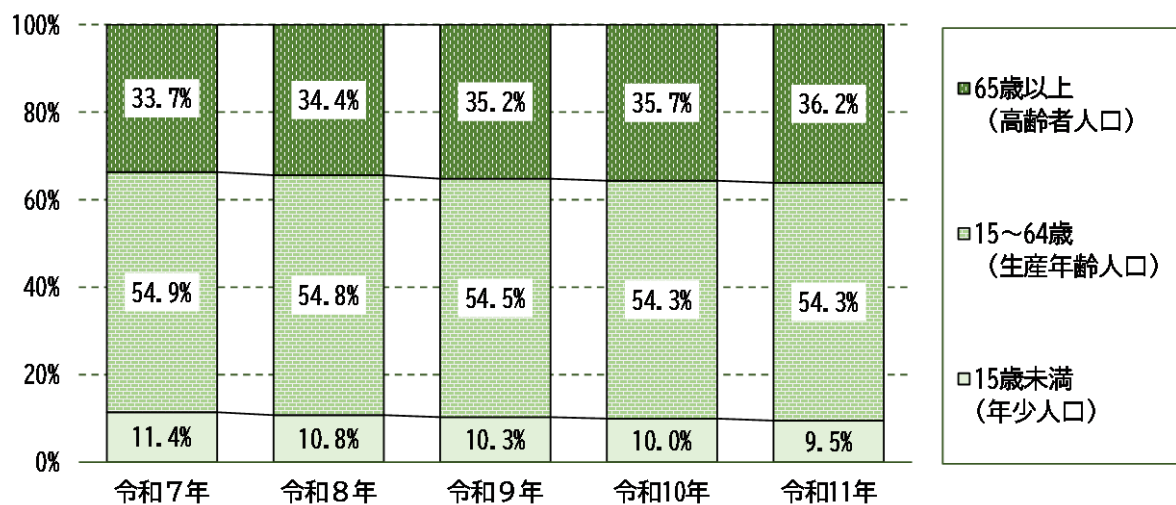


※コーホート：同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団。

※コーホート変化率法：各コーホートについて過去における実績人口の動向から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

資料：令和2年から令和6年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

■年齢3区分別人口推計（割合）



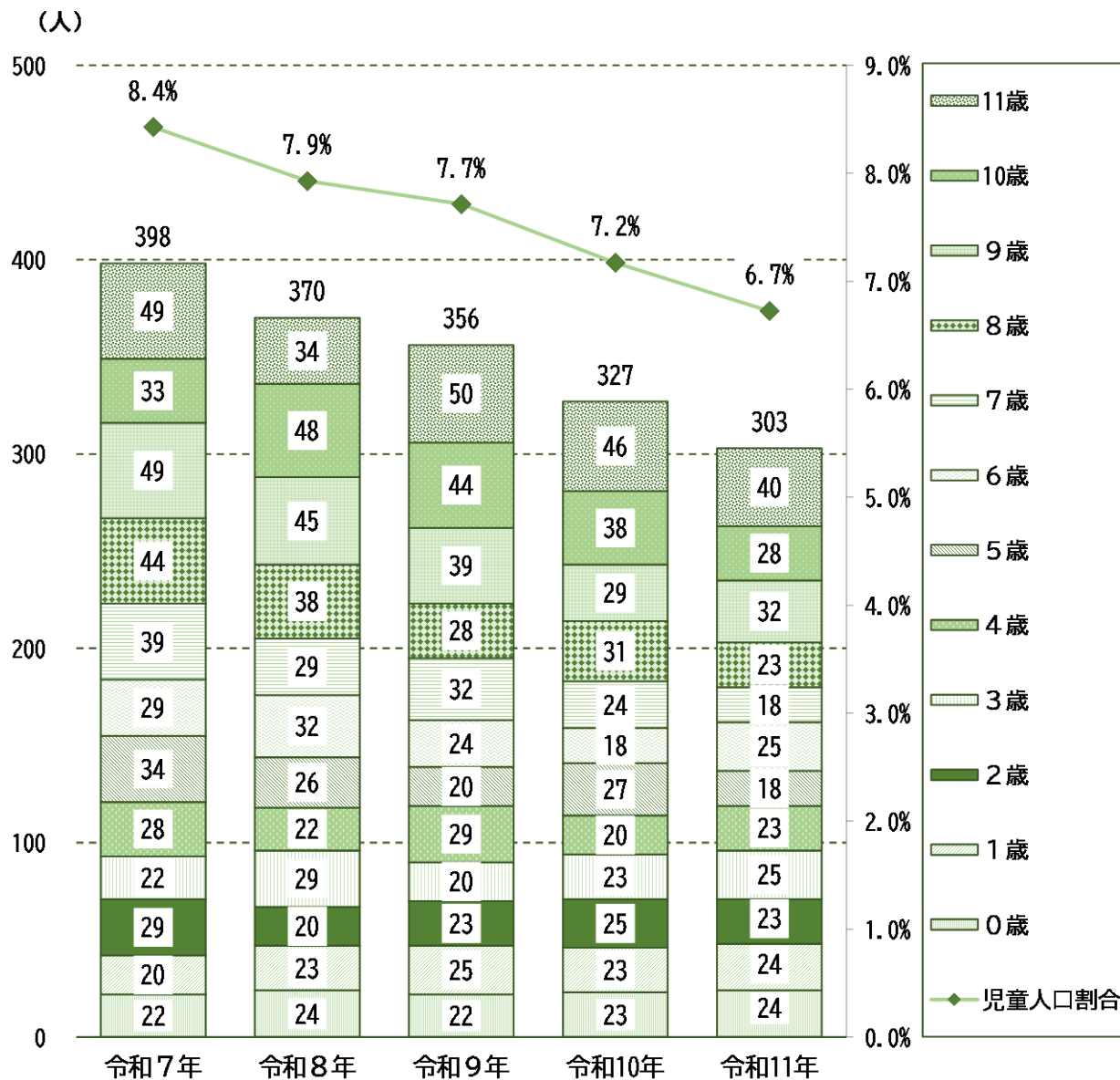
資料：令和2年から令和6年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

2 児童人口の推計

令和2年から令和6年までの住民基本台帳を基に、本村の将来児童人口（コーホート変化率法による）を推計したところ、児童人口は減少傾向で推移し、令和11年の児童人口は303人と予測されます。

また、総人口に占める児童人口割合をみると、令和7年から令和11年までで1.7ポイント減少し、令和11年の児童人口割合は6.7%と予測されます。

■児童人口推計



IV ニーズ調査

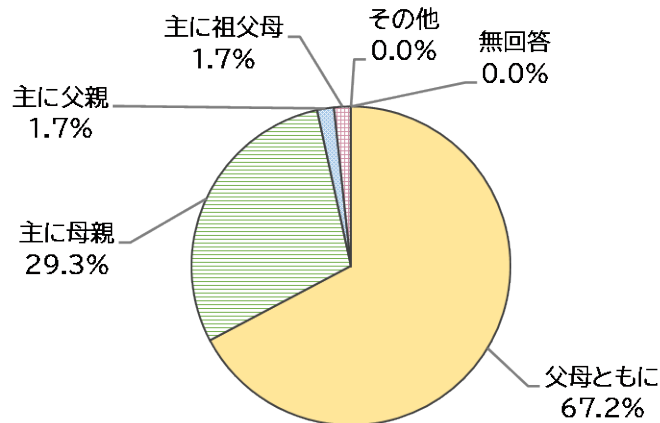
1 調査結果【就学前児童】

①子育てを主に行っている方

子どもの子育てを主に行っている方は、「父母ともに」（67.2%）、「主に母親」（29.3%）とこの2つの回答が圧倒的に多くなっています。

■子育てを主に行っている方

【n=116】

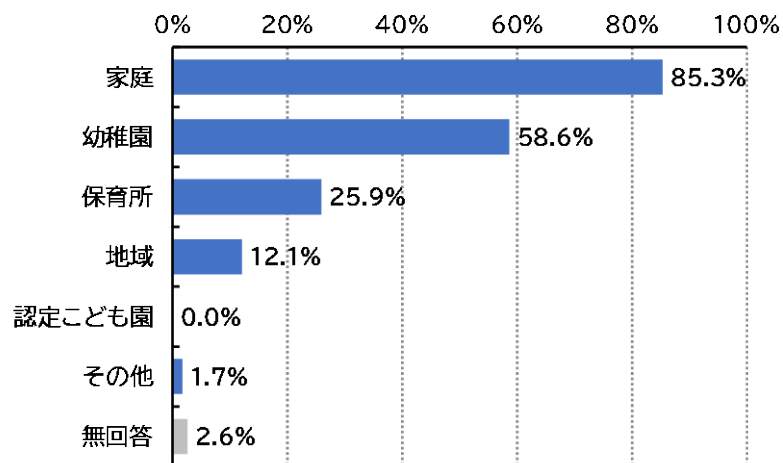


②子育てに影響すると思われる環境

子どもの子育て（教育を含む）に最も影響すると思われる環境は、「家庭」が85.3%と最も多く、次いで「幼稚園」（58.6%）、「保育所」（25.9%）、「地域」（12.1%）となっています。

■子育てに影響すると思われる環境

【n=116】



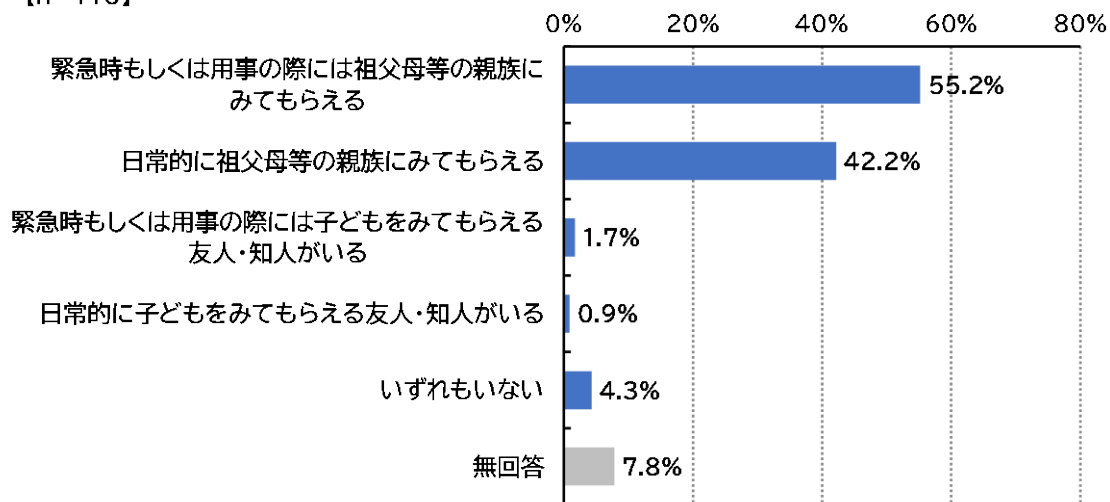
③子どもをみてもらえる親族・知人

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が55.2%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（42.2%）となっており、比較的、祖父母や親族等に預けられるという回答が多くなっています。

また、4.3%が「いずれもない」と回答しています。

■子どもをみてもらえる親族・知人

【n=116】

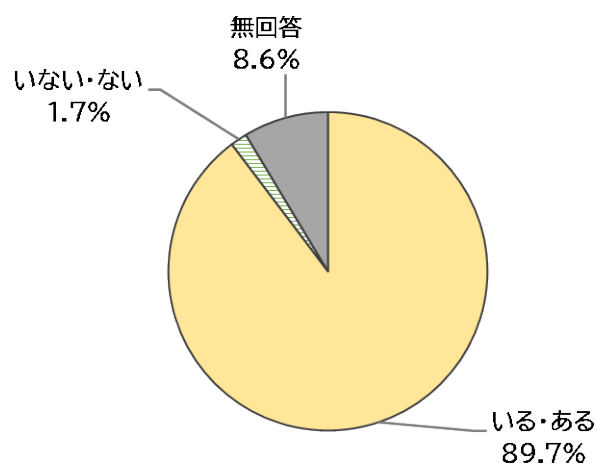


④相談者及び相談できる場所

子どもの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人、場所は、「いる・ある」が89.7%、「いない・ない」が1.7%となっています。

■相談者及び相談できる場所

【n=116】



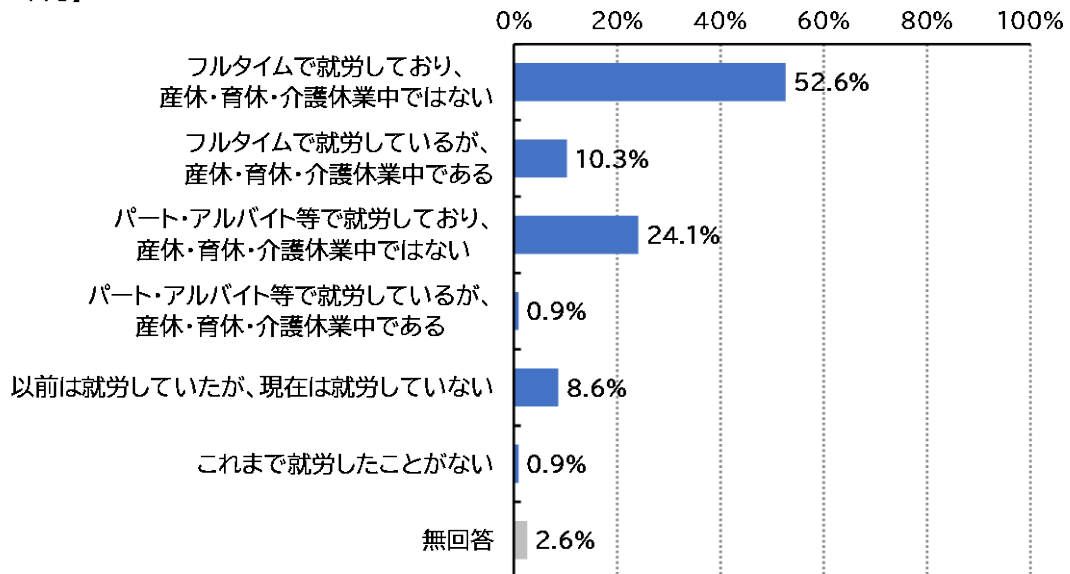
⑤母親の就労状況

母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が52.6%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(24.1%)、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」(10.3%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(8.6%)、「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」(0.9%)となっています。

また、0.9%が「これまで就労したことがない」と回答しています。

■母親の就労状況

【n=116】



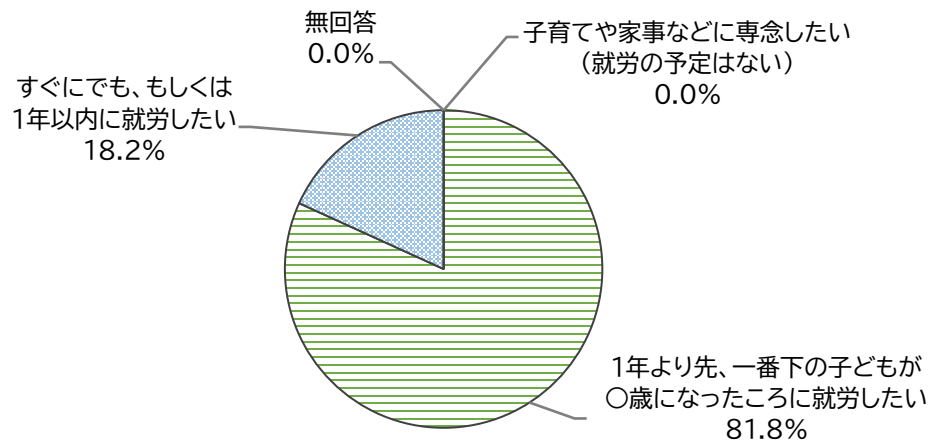
⑥就労希望

「以前は就労していたが、現在は就労していない」、「これまで就労したことがない」と回答した人に今後の就労希望を尋ねると、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」が81.8%で最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（18.2%）となっています。

また、一番小さい子どもが何歳になった時に就労を希望するかを尋ねると、「3歳」（33.3%）が最も多くなっています。

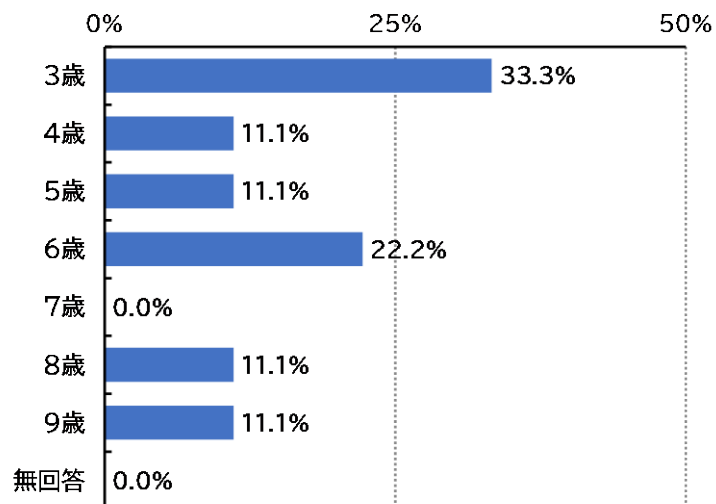
■就労希望【母親】

【n=11】



■一番下の子どもが何歳になったところに就職したいか

【n=9】

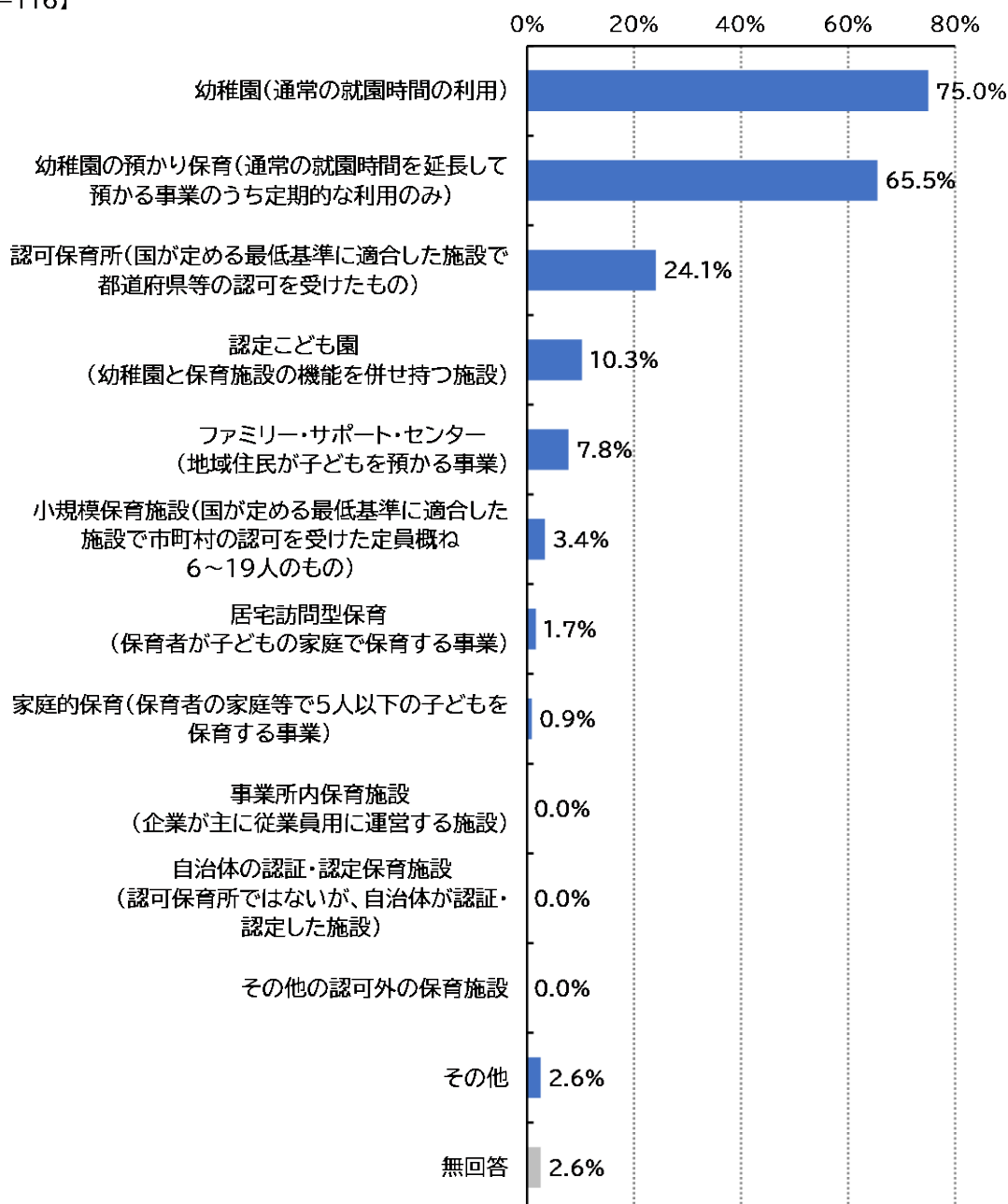


⑦平日の教育・保育の事業として定期的にご利用したい事業

平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業は、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が75.0%と最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」（65.5%）、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」（24.1%）、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」（10.3%）と続いています。

■平日の教育・保育の事業として定期的にご利用したい事業

[n=116]



⑧放課後の過ごし方

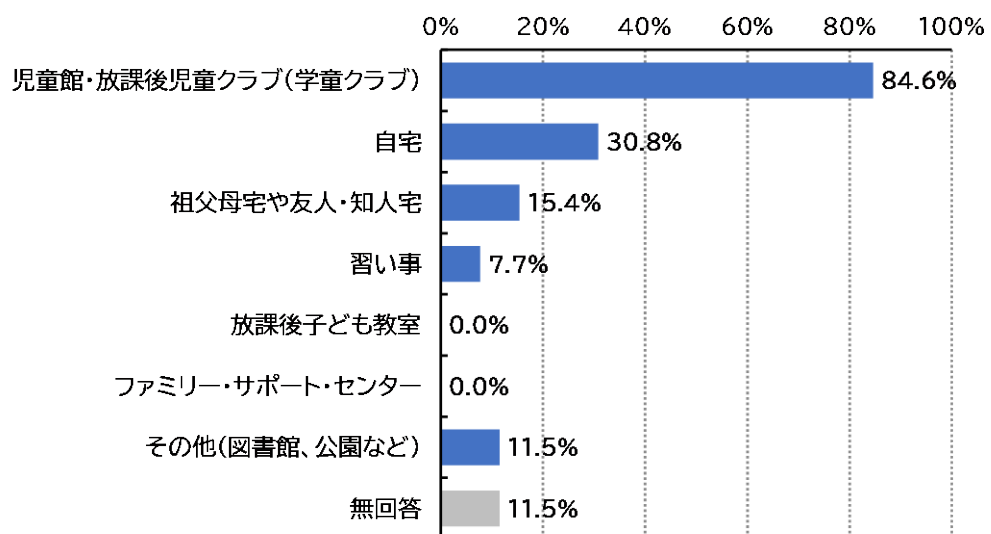
小学校低学年（1～3年生）の放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかは、「児童館・放課後児童クラブ（学童クラブ）」が84.6%と最も多く、次いで「自宅」（30.8%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（15.4%）となっています。

また、小学校高学年（4～6年生）の放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかは、「自宅」と「児童館・放課後児童クラブ（学童クラブ）」が57.7%と最も多く、次いで祖父母宅や友人・知人宅」（15.4%）、「習い事」（11.5%）と続いています。

■放課後の過ごし方

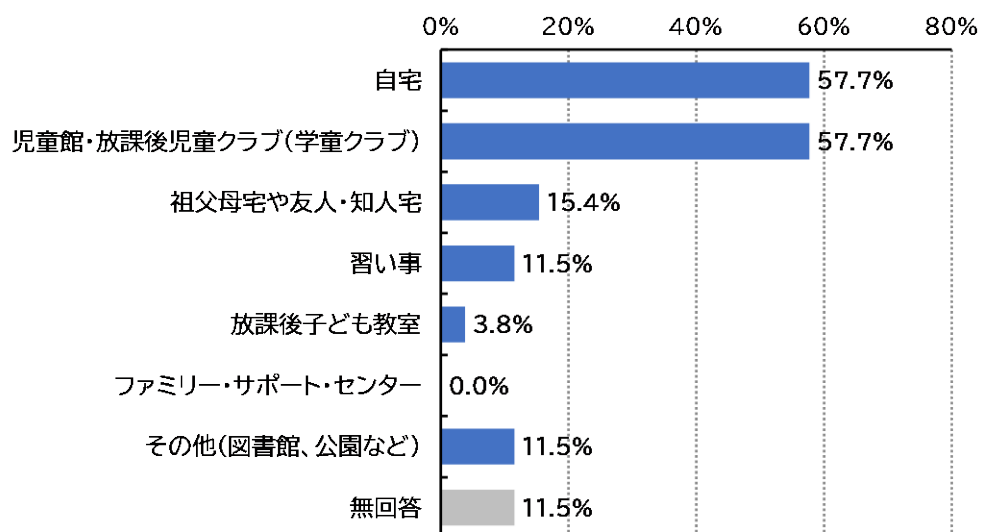
【小学校低学年での希望】

【n=26】



【小学校高学年での希望】

【n=26】



⑨育児休業の取得状況

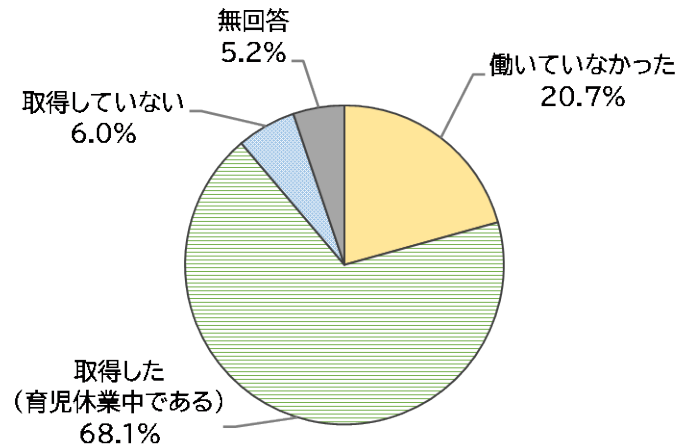
母親の育児休業の取得状況は、68.1%が「取得した（育児休業中である）」と回答しています。また、6.0%が「取得していない」と回答しています。

父親の育児休業の取得状況は、15.5%が「取得した（育児休業中である）」と回答しています。また、72.4%が「取得していない」と回答しています。

■育児休業の取得状況

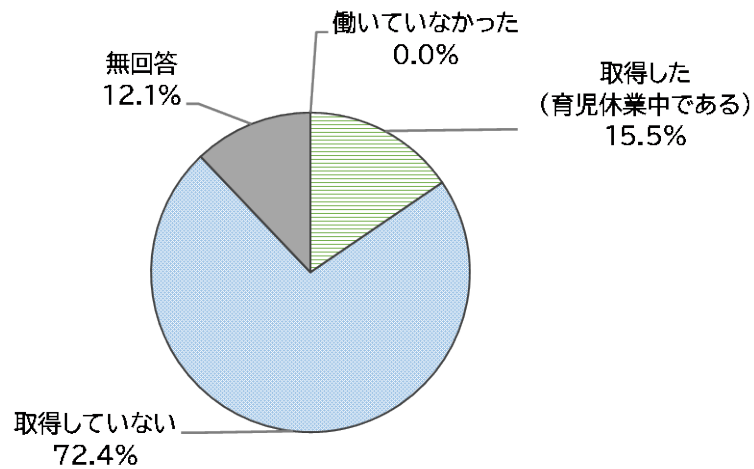
【母親】

【n=116】



【父親】

【n=116】



⑩育児休業を取得していない理由

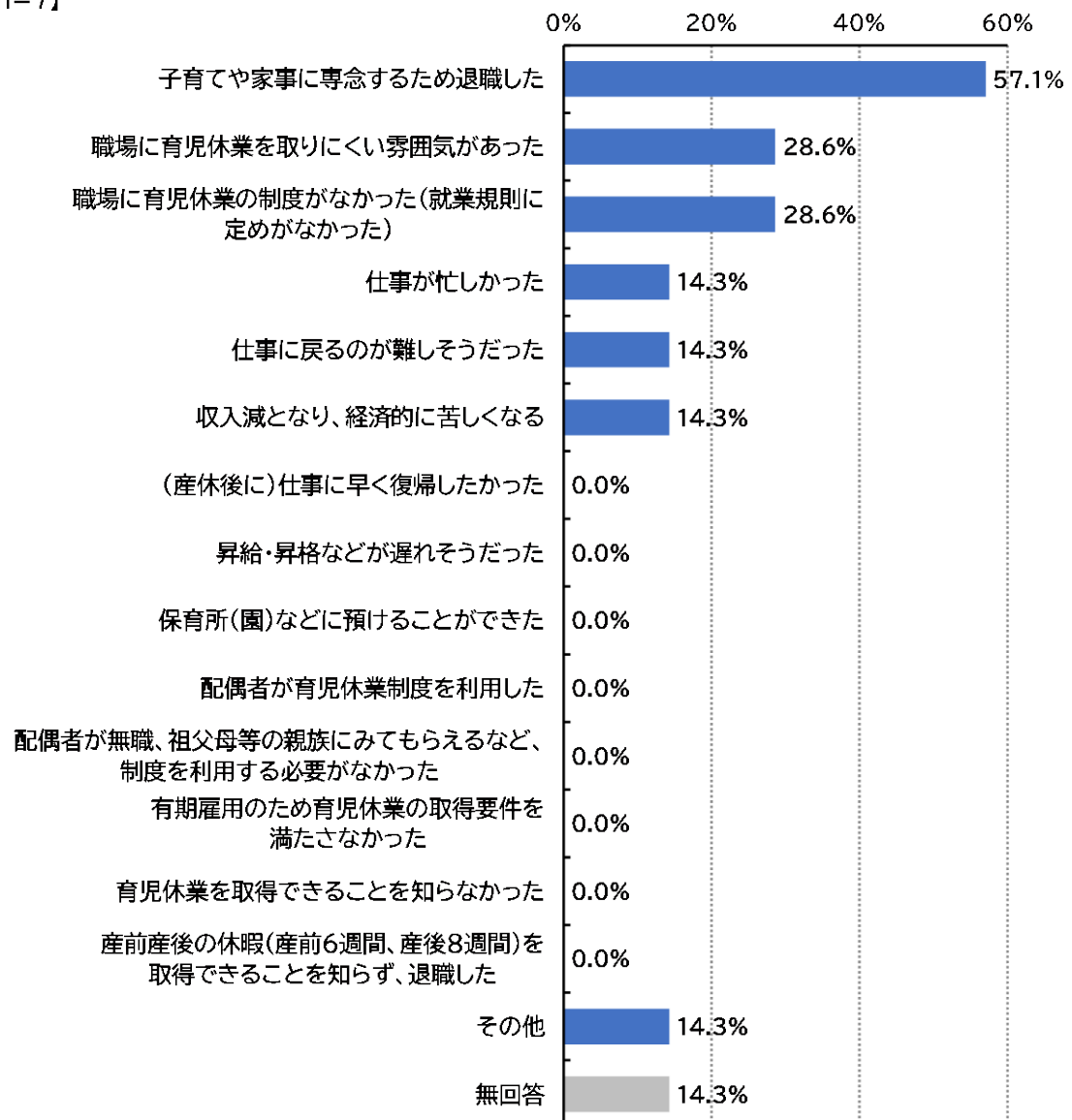
母親の育児休業を取得していない理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」が57.1%と最も多く、次いで、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（ともに28.6%）と続いています。

父親の育児休業を取得していない理由は、「仕事が忙しかった」が35.7%と最も多く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」（34.5%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（33.3%）と続いています。

■育児休業を取得していない理由

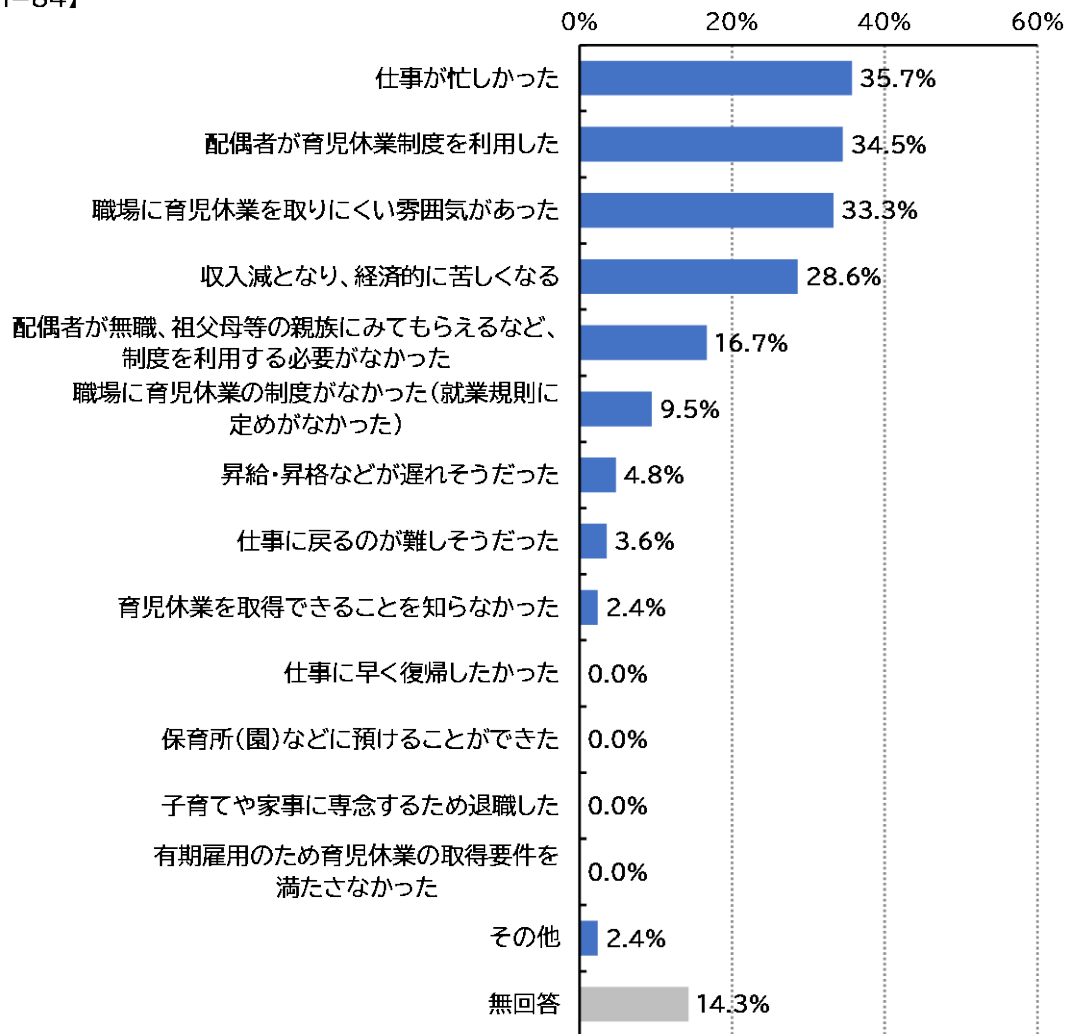
【母親】

【n=7】



【父親】

【n=84】

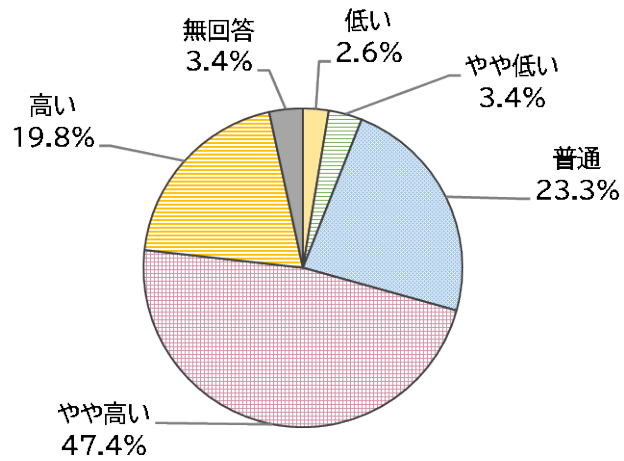


⑪子育て支援サービスの満足度

地域における子育ての環境や支援への満足度は、「やや高い」が47.4%と最も多く、次いで「普通」（23.8%）、「高い」（19.8%）となっており、比較的、満足度が高いという回答が多くなっています。

■子育て支援サービスの満足度

【n=116】



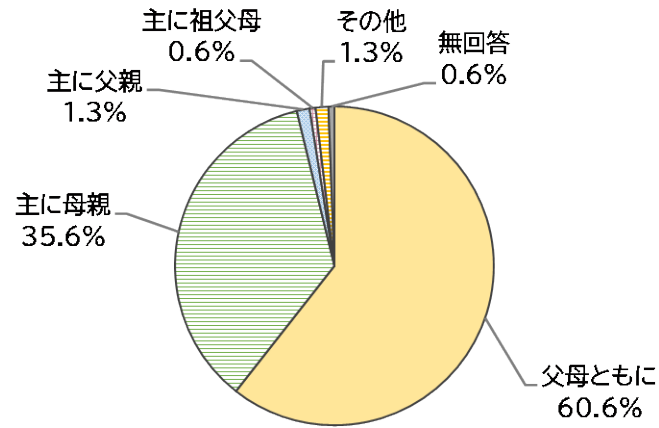
2 調査結果【小学生】

①子育てを主に行っている方

子どもの子育てを主に行っている方は、「父母ともに」（60.6%）、「主に母親」（35.6%）とこの2つの回答が圧倒的に多くなっています。

■子育てを主に行っている方

【n=160】

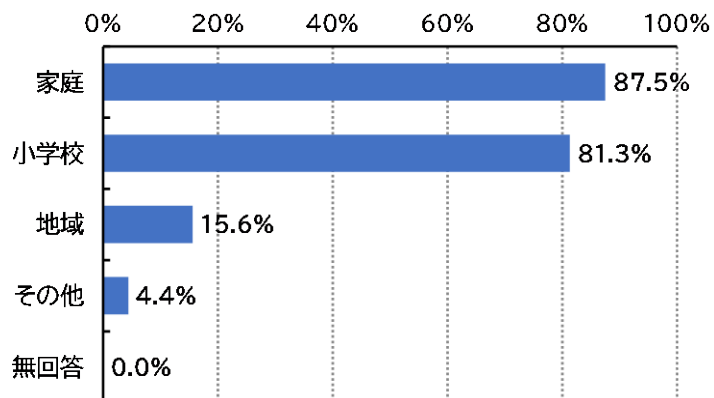


②子育てに影響すると思われる環境

子どもの子育て（教育を含む）に最も影響すると思われる環境は、「家庭」が87.5%と最も多く、次いで「小学校」（81.3%）、「地域」（15.6%）となっています。

■子育てに影響すると思われる環境

【n=160】



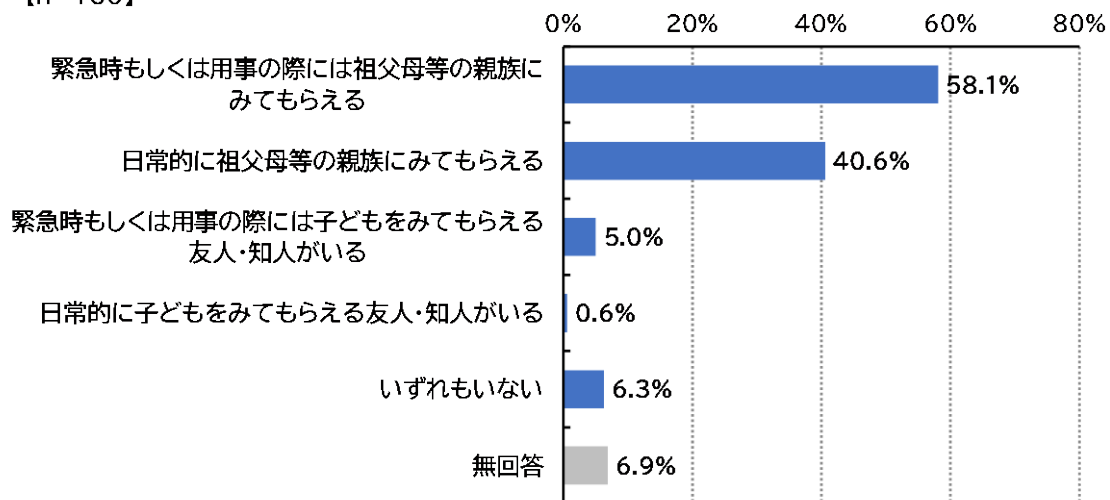
③子どもをみてもらえる親族・知人

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が58.1%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（40.6%）となっており、比較的、祖父母や親族等に預けられるという回答が多くなっています。

また、6.3%は「いずれもない」と回答しています。

■子どもをみてもらえる親族・知人

【n=160】

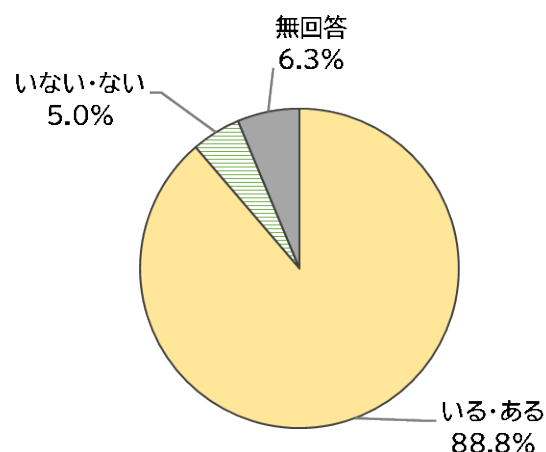


④相談者及び相談できる場所

子どもの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人・場所は、「いる・ある」が88.8%、「いない・ない」が5.0%となっています。

■相談者及び相談できる場所

【n=160】



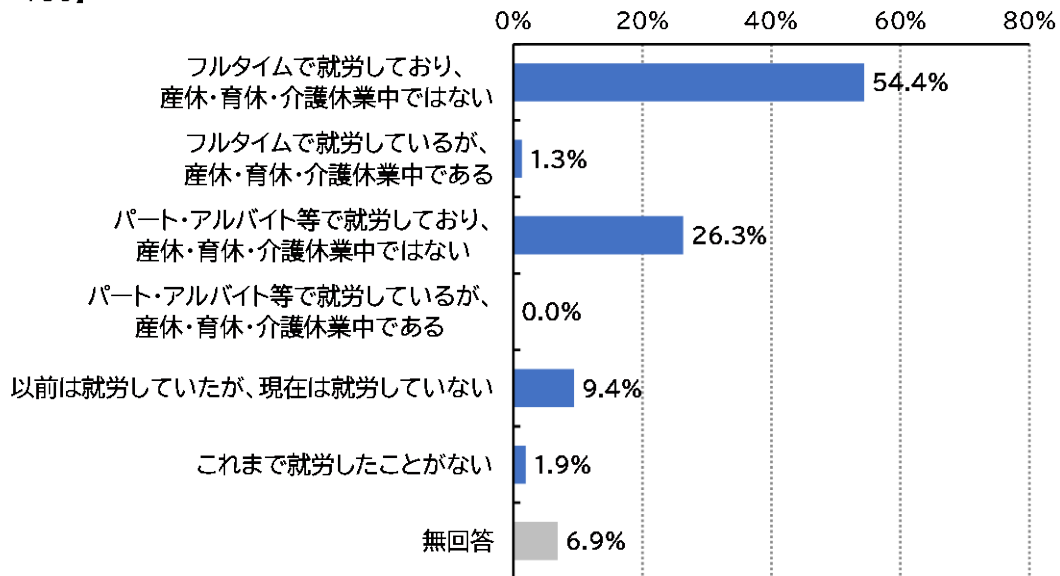
⑤母親の就労状況

母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が54.4%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(26.3%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(9.4%)、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」(1.3%)となっています。

また、1.9%が「これまで就労したことがない」と回答しています。

■母親の就労状況

【n=160】

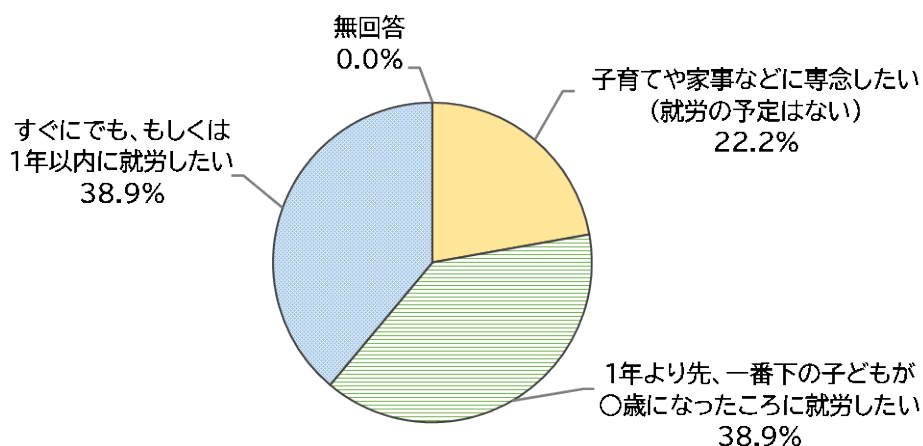


⑥就労希望

現在就労していない母親の今後の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」がともに38.9%と最も多く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」(22.2%)となっています。

■就労希望

【n=18】



⑦放課後の過ごし方

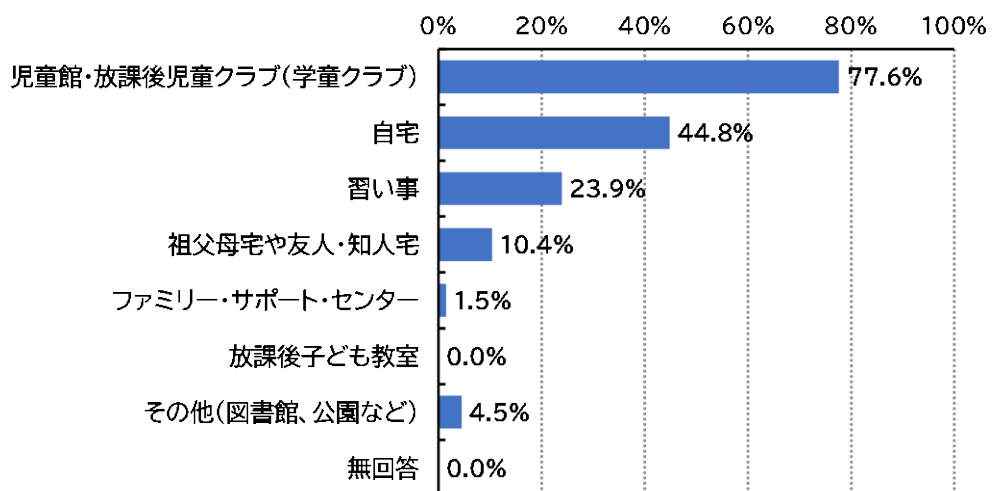
小学校低学年（1～3年生）の放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかは、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」が77.6%と最も多く、次いで「自宅」（44.8%）、「習い事」（23.9%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（10.4%）と続いています。

また、小学校高学年（4～6年生）の放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかは、「児童館・放課後児童クラブ（学童クラブ）」が53.7%と最も多く、次いで「自宅」（52.2%）、「習い事」（26.9%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（14.9%）と続いています。

■放課後の過ごし方

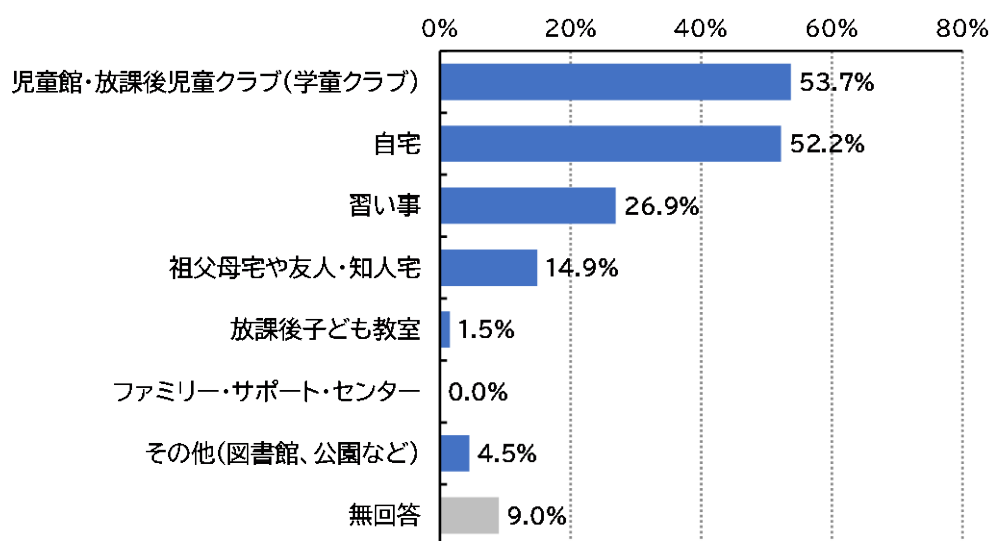
【小学校低学年での希望】

【n=67】



【小学校高学年での希望】

【n=67】

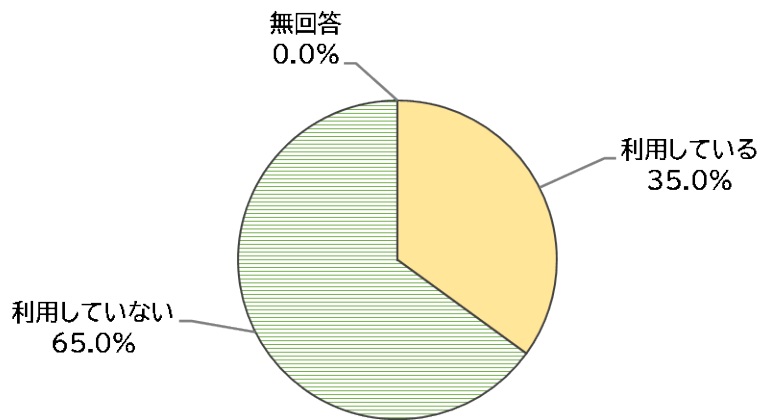


⑧放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブの利用状況は、35.0%が「利用している」と回答しています。

■放課後児童クラブの利用状況

【n=160】

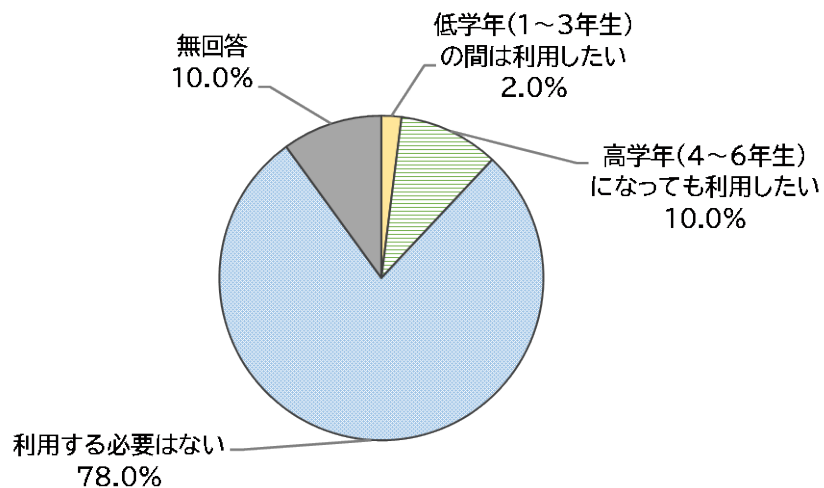


⑨土曜日・日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用意向

土曜日と日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望については、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が2.0%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」は10.0%となっています。

■放課後児童クラブの利用意向

【n=50】

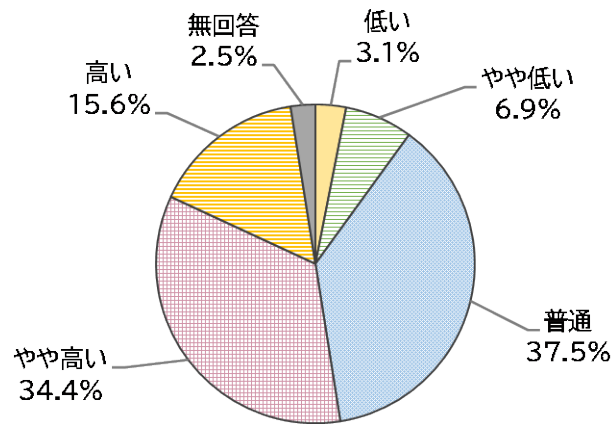


⑩子育て支援サービスの満足度

地域における子育ての環境や支援への満足度は、「普通」が37.5%と最も多く、次いで「やや高い」(34.4%)、「高い」(15.6%)になっており、比較的、満足度が高いという回答が多くなっています。

■子育て支援サービスの満足度

【n=160】



V 子どもを取り巻く現況と課題

1 経済的支援の確保

(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減

本村では、子育て家庭の経済的な負担の軽減のために保育料・給食費の無料化や児童手当の支給、子どもの医療費の助成などに取り組んでいます。

引き続き、子育て家庭の経済的な負担を軽減させるため、保育料・給食費の無料化や児童手当の支給、医療費の助成に取り組み、安心して子どもを育てられる環境を整えとともに、各家庭が経済的負担を理由に子どもを産み育てることを諦めることがないよう支援をより充実させていくことが重要です。

(2) ひとり親家庭等への経済的支援

ひとり親家庭等への経済的な支援として、児童扶養手当の支給や資金の貸付、就学援助費補助金などを支給しています。

ひとり親家庭は貧困に陥りやすいため、経済的な支援を継続することに加え、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応した支援を進め、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組むとともに、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援等が適切に行われるように取り組むことが必要です。

(3) 不妊治療への経済的支援

不妊治療への経済的支援として、保険適用とならない不妊治療や、不妊症検査に関する費用の一部を助成しています。

不妊治療は、多くの夫婦にとって希望をかなえる一方、身体的・精神的負担だけでなく、経済的な負担も大きいため、今後も治療に伴う経済的な負担を軽減し、安心して治療に取り組める環境を整えることが重要です。

2 妊娠・出産・育児への支援

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

妊娠期からの切れ目のない支援を行うために子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠、出産、子育てに関する相談や保健指導等を行ってきました。また、妊婦の健康診査を実施し、安心安全な出産を迎えることができるよう支援してきました。

今後は、妊婦への支援や子育て支援をさらに充実させるために、こども家庭センターを設置し、それぞれの段階に応じた支援の連携を図り、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

(2) 安心してできる子育てへの支援

安心してできる子育てへの支援として、子育て支援に関する情報提供をはじめ、出産後の家庭訪問事業、社会的養護体制の整備促進、虐待の防止・早期発見などを実施しています。

今後も、子育てに関する情報提供、家庭訪問事業の推進、社会的養護体制の整備促進、虐待の防止と早期発見など、多面的な取組をさらに推進するため、こども家庭センターを設置し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができる支援を充実させていくことが重要です。

(3) 共働き家庭の増加に対応した保育サービスの充実

共働き家庭の増加に対応した保育サービスの充実を図るため、地域の保育ニーズの実情にあわせて保育環境を見直すことや、病児保育の実施、放課後児童クラブの拡充などを行ってきました。

共働き家庭の増加に伴い、保育サービスの需要が高まる中、待機児童問題などを解消するため、多様化する家庭のニーズに応じた柔軟なサービス提供が必要です。同時に、働き方を見直すことによって、仕事と子育てが両立できる環境をつくることが大切です。

3 幼小中学校の連携による一貫した教育の推進

(1) 幼児教育の充実

幼児教育の充実を図るため、様々な体験活動や就学前交流会を実施してきました。

幼児期から多様な体験をすることによって、子どもの成長過程における学力や能力だけでなく、社会性の育成、興味の幅の拡大など、人格形成や心の発達にも大きな影響を与えるため、幼児教育のさらなる充実を図ることが大切です。

(2) 学校教育の充実

学校教育の充実を図るため、個別指導や少人数指導、外国語授業やPC等を活用した授業などを実施してきました。

個別指導や少人数指導は、一人ひとりの学習特性やニーズに合わせた細やかな対応が可能で、このような指導方法を活用することで、子どもたちが自信を持って学び続ける基盤を築くことができるため、この学習体制を継続させることが大切です。

4 子どもの健康・発達支援

(1) 子どもの健康づくりと疾病予防の促進

子どもの健康づくりと疾病予防を促進するため、乳幼児健康診査や保育所・幼稚園・小学校での健康診断、予防接種事業の推進、歯科指導などを行ってきました。

子どもたちの健康は、成長や発達において基盤となる重要な要因となっており、健康づくりと疾病予防の取組を促進することで、健やかな成長を支えるだけでなく、生活習慣病などの将来的な健康リスクを減少させることが大切です。

(2) 地域医療体制の確保

地域の医療体制を確保するため、第二次緊急医療の体制を整えており、白河地方病院群輪番制で4病院により休日、夜間において入院を要する重症救急患者等の受入れを行い、緊急搬送については、白河地方広域市町村圏整備組合で実施しています。

また、白河医師会（白河市・西白河郡）により当番制で小児平日夜間救急外来（白河厚生総合病院内）及び休日救急医療が行われ、併せて白河歯科医師会（白河市・西白河郡）による当番制の休日救急医療を実施しています。

子どもは体調が急変しやすく、病気に対する免疫力が大人に比べて弱いため、引き続き、救急医療体制の強化に努め、安心して子どもを産み育てられることができる環境をつくることが大切です。

(3) 障がいの早期発見・療育の充実

障がいの早期発見・療育の充実を図るため、「すくすく教室」の開催や乳幼児発達相談会、乳幼児健康診査などを行ってきました。また、障がい児を抱える家族への経済的支援として、障害児福祉手当や特別児童扶養手当などを支給しています。

引き続き、障がいの早期発見・療育の充実、障がい児を抱える家族への経済的支援を続けることに加え、特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように、保育所や幼稚園、小学校などの育ち場において関係者が連携・協力しながら地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進することが必要です。

5 地域ぐるみの子育て支援

(1) 子どもたちの心と身体の財産の蓄積

子どもたちの心と身体の財産の蓄積を図るため、世代間交流や学習支援などの児童館事業の充実や読書の促進、スポーツ少年団などの子どもの健全育成活動の促進、テレビやゲームなどに触れない「ノーディスプレイデイ」などに取り組んできました。

児童期における世代間交流や読書を通じて、他者への理解や感性が豊かになることや、学習支援により学びの意欲を高めること、「ノーディスプレイデイ」による身体活動の時間増加が健康面において重要となるため、今後も継続して子どもたちの心と身体の財産となる取組を推進するとともに、これらの取組の定着化や普及が必要になります。

(2) 安心・安全社会の確立

安心・安全社会の確立を図るため、有事の際に家の中に駆け込める「ひなんの家」の確保や交通安全教室を実施しています。

今後も保育所、幼稚園、小学校等で対象年齢に合わせた交通安全教室や防災教育・避難訓練、「ひなんの家」の周知を実施し、子どもたちの交通マナーや防犯意識の向上に努めることが大切です。

第3章

計画の基本理念と体系について

第3章 計画の基本理念と体系について

I 基本理念

《 中島村 子ども・子育て支援事業計画 基本理念 》

やさしさに包まれて 元気な中島っ子があふれるむら

子ども達は社会の希望、未来を作る力であり、一人ひとりの基本的人権が尊重され、すべての子どもが平等に健やかに育まれなければなりません。安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現は、最重要課題の一つです。このため、子育てについては、第一義的責任が家庭にあるものの、地域や社会が寄り添い、保護者が喜びや生きがいを感じながら安心して子育てができるよう、社会全体で支援していくことが必要です。

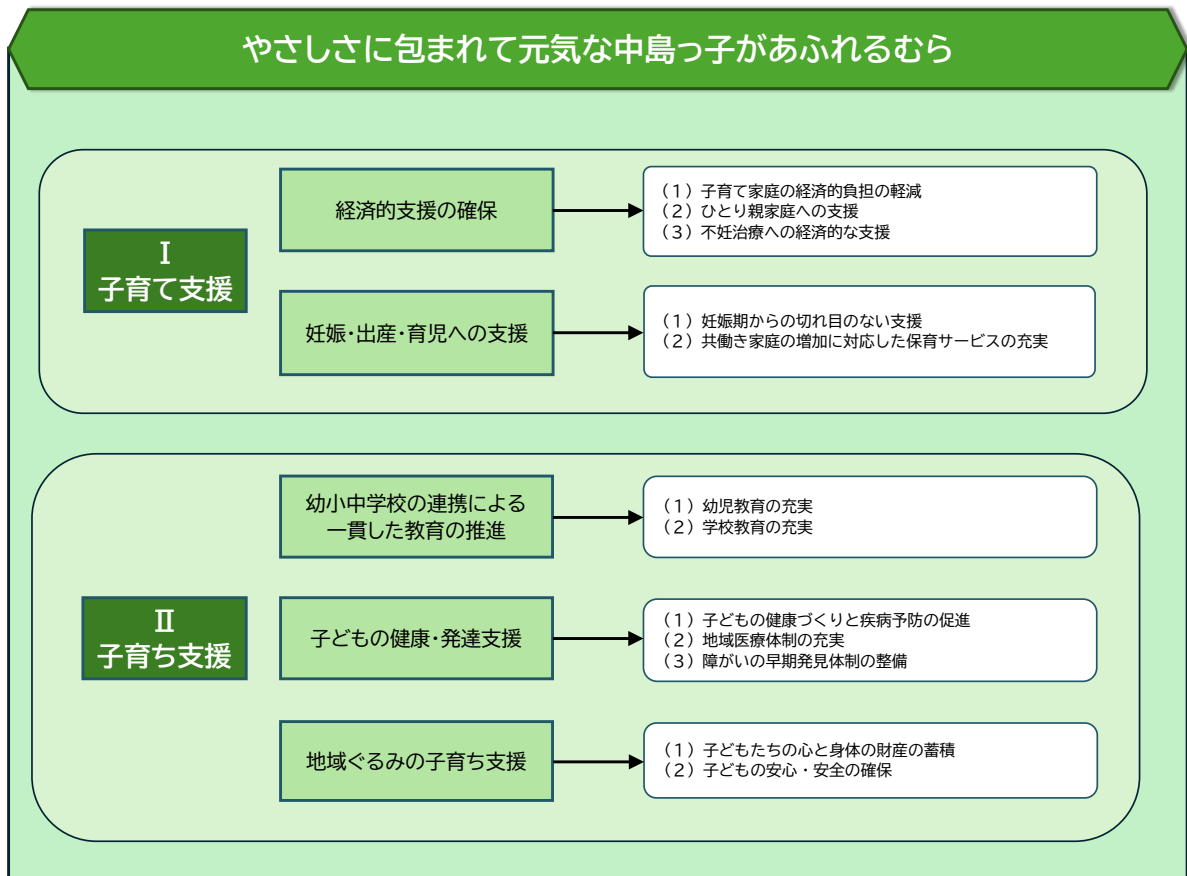
また、子どもの成長について、乳児期では、しっかりした愛情の下で情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期では子ども同士の関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期では心身の健全な発達を通じて一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められることが必要です。このため、すべての子どもがいきいきと輝けるよう、育ちの環境の整備を進めていくことが求められています。

それらの課題解決にあたって「やさしさに包まれて元気な中島っ子があふれるむら」を基本理念に掲げ、子どもを養育する家庭への支援を「子育て支援」、子どもたちの成長を主体とした支援を「子育て支援」として、両視点から総合的支援を実施していきます。

Ⅱ 基本体系

本計画を進めるにあたり、基本となる方針等の体系を次のとおり整理します。

■計画の基本体系



第4章

子育て・子育て支援

第4章 子育て・子育て支援

I 子育て支援

1 経済的支援の確保

家庭への経済的負担軽減とともに出生率の向上を図るため、保育料・給食費の無料化を継続し、児童手当の支給や医療費等の助成を行います。また、ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当の支給や医療費の助成など経済的支援を行います。

■施策と事業

施策		事業
(1)	子育て家庭の経済的負担の軽減	①保育料・給食費の無料化
		②児童手当支給・医療費助成
(2)	ひとり親家庭等への経済的支援	①児童扶養手当支給・医療費助成
		②資金の貸付
		③就学援助
(3)	不妊治療への経済的な支援	①不妊治療費等の助成

(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減

①保育料・給食費の無料化

本村に在住し住民登録のある家庭（※村税等の滞納のない世帯）に対し、保育所では、利用者負担額（保育料）を無料としています。幼稚園では、預かり保育料・一時預かり保育・おやつ代・給食費を無料としています。小中学校では、給食費を無料としています。

②児童手当支給・医療費助成

「児童手当」は家庭の生活の安定等を目的とし、高校生年代※までの児童を養育している保護者・養育者に支給します。支給額は児童1人につき月額1万円で、3歳未満は1万5千円、3人目以降の児童は3万円となっています。

令和6年の制度改革により、所得制限の撤廃や支給対象年齢の引き上げなど、制度内容が拡充されました。

また、子どもの保健の向上を図ることを目的として、「子ども医療費助成」に取り組み、高校生年代※までの医療費負担を無料としています。

※18歳に達した日以降の最初の3月31日

(2) ひとり親家庭等への経済的支援

①児童扶養手当支給・医療費助成

「児童扶養手当」は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を目的とし、児童の父又は母（父母がいない場合は養育者）に手当を支給します。

「ひとり親家庭医療費助成事業」は、ひとり親家庭等の児童及びその父又は母（父母がいない場合は養育者）を対象とし、健康と福祉の増進を図るために、医療費助成を行います。

②資金の貸付

母子（父子）寡婦福祉資金貸付事業は、経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付が必要となった家庭に対し、資金の貸付を行います。

③就学援助

就学援助費補助金は、経済的な支援を必要とする家庭を対象とし、学用品費、校外活動費などの経済的な援助を行い、家庭環境によって子どもたちの学習環境が左右されることのないように支援します。

(3) 不妊治療への経済的な支援

①不妊治療費等の助成

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、保険適用とならない不妊治療や、不妊症検査に関する費用の一部助成を行います。

2 妊娠・出産・育児への支援

安心して子育てができるよう、産前・産後のケアや保育サービスを充実するとともに、こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指します。

■施策と事業

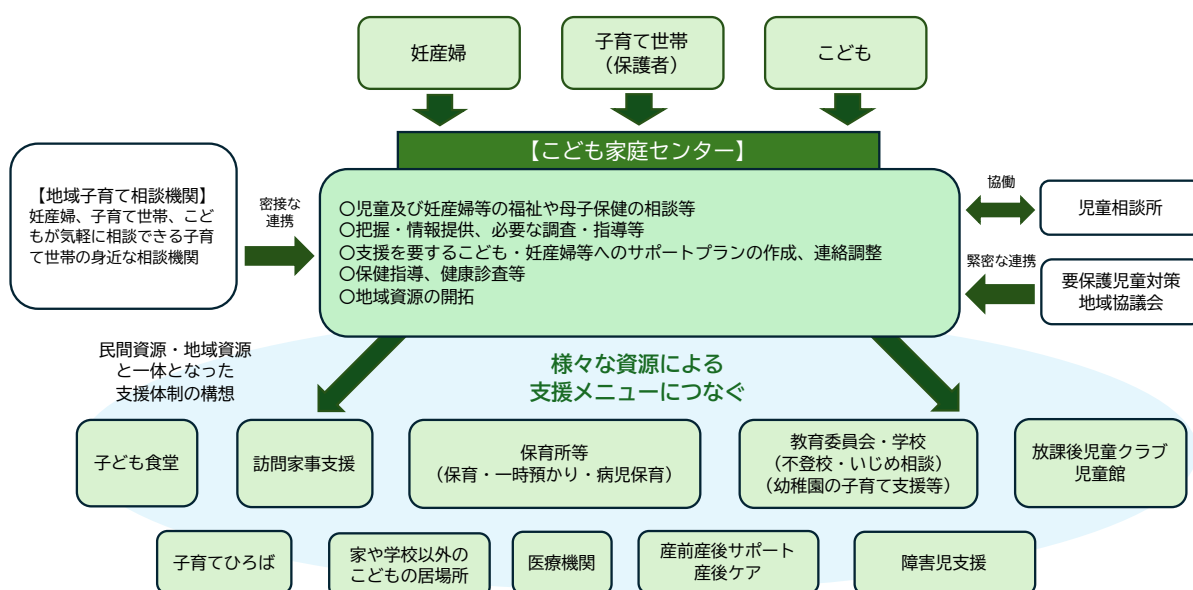
施策		事業
(1)	妊娠期からの切れ目のない支援	①こども家庭センターの設置
		②妊産婦等の健康診査の推進
		③情報提供の拡大
		④出産後の家庭訪問事業の推進
		⑤社会的養護体制の整備促進
		⑥虐待の防止と早期発見
(2)	共働き家庭の増加に対応した保育サービスの充実	①保育サービスの充実
		②病児保育の運営
		③放課後児童クラブの拡充

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

①こども家庭センターの設置

子どもや保護者が安心して暮らせるように、保健師等が中心となって妊産婦等の支援や各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、子育て支援事業や支援を要する子ども等の相談（児童福祉機能）を一体的に行います。

■こども家庭センターの役割



②妊産婦等の健康診査の推進

母子ともに安心安全な出産を迎えるため妊産婦健康診査の費用の助成を行います。

なお、妊産婦健康診査の結果、ハイリスクと診断された妊産婦については、医療機関と連携して適切な支援を行います。

③情報提供の拡大

子育てに関する不安や心配を解消できるよう、各種健康診査をはじめ、保健センター、役場のホームページ等で、子育て支援情報の提供に努めます。

④出産後の家庭訪問事業の推進

「乳幼児全戸訪問事業」は、保健師・助産師が生後2か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

「養育支援訪問事業」は養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行います。

⑤社会的養護体制の整備促進

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

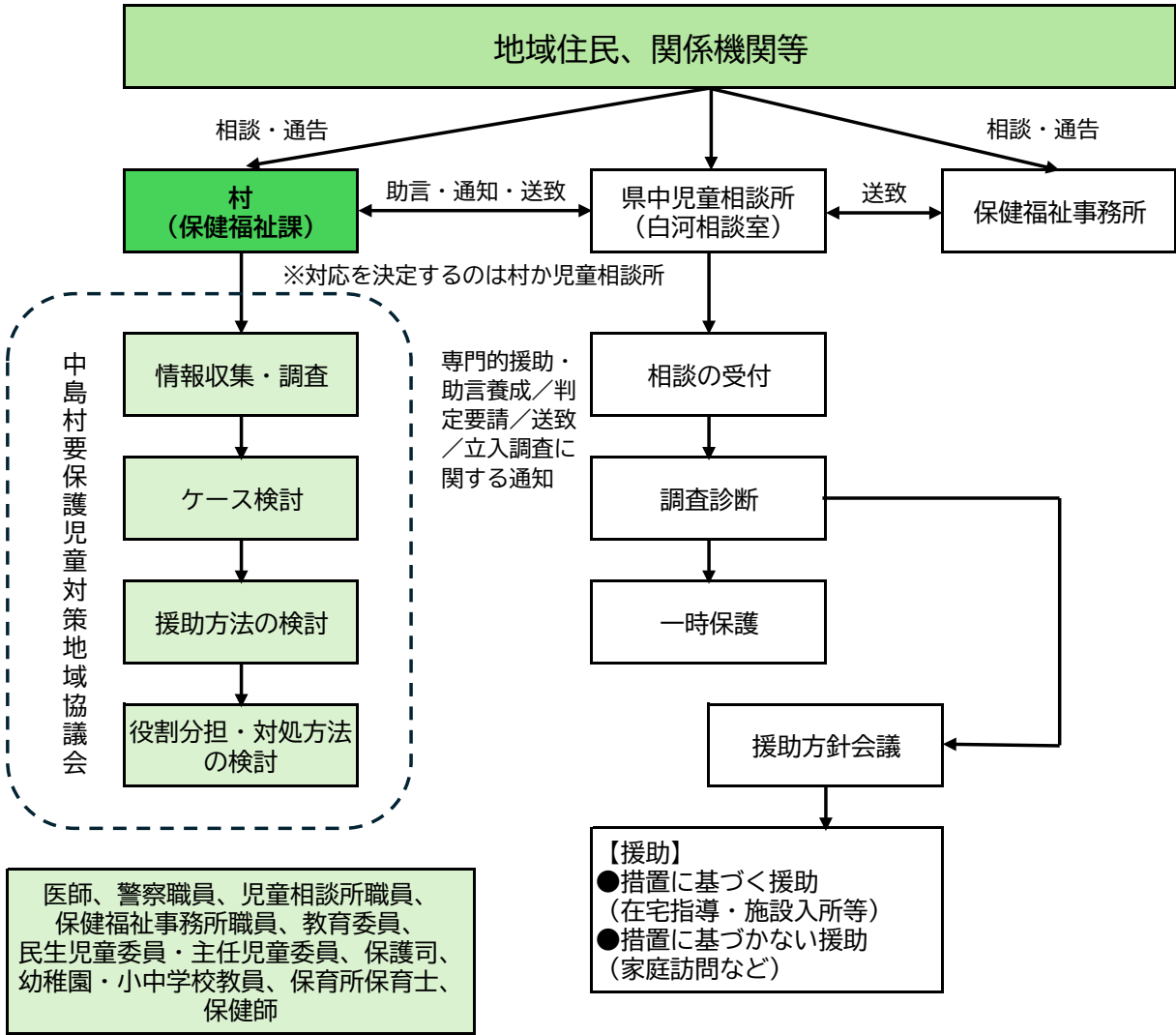
本村では、子どもと家庭に関する第一義的な相談・通告の窓口を担い、これに対し児童相談所は、一時保護や施設入所が必要な緊急性があるケースや本村での対応が困難なケースを扱うとともに、本村での児童家庭相談への助言等の支援を行います。今後も児童相談所との連携を強化し、要保護児童等への対応を進めていきます。

⑥虐待の防止と早期発見

学校等の集団生活の場合、乳幼児健康診査や乳幼児訪問、医療機関等で虐待が疑われる児童を発見した場合には、速やかに保健福祉課や児童相談所へ通告することを関係者へ周知します。

また、問題に対し迅速かつ総合的に対応するため、保健福祉課を中心に情報を一元管理するとともに、保育所・幼稚園や小中学校、児童相談所、警察等の関係機関で組織された「中島村要保護児童対策地域協議会」でケース検討会議を開催するなど連携体制を強化していきます。

■児童虐待問題への対応



(2) 共働き家庭の増加に対応した保育サービスの充実

①保育サービスの充実

保育所では、多様な保育需要に対応するため、0～2歳に適した保育サービスや非在籍児童を預かる一時保育の充実を図るとともに、保育士の配置基準など保育環境の改善に努めます。

また、ICTを導入し、保育者の業務負担の軽減を図り、保育の質の確保・向上を目指します。老朽化が進む施設については、計画的に修繕・改修を行い、子どもたちが安心して利用できる環境づくりを目指します。

②病児保育の運営

しらかわ地域定住自立圏で運営する「しらかわ病児保育室」では、子どもが病気で保育所等を利用できないとき、仕事を休めない保護者に代わって病児保育室の看護師・保育士が体調を見守ります。対象は満1歳から小学6年生までの児童、利用は平日（月～金曜日）8：00～18：00となっています。

③放課後児童クラブの拡充

共働き家庭等のため、中島村児童館輝らキッズで「なかじま放課後児童クラブ」を行います。利用は毎週月曜日から金曜日が登所から18:30まで、土曜日と長期休業中（春・夏・冬休み）、学校行事による振替休業日が7:30～18:30までとなっています。

Ⅱ 子育て支援

1 幼小中学校の連携による一貫した教育の推進

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とし、小中学校との円滑な連携を図り、一貫した教育に努めます。

■施策と事業

施策		事業
(1)	幼児教育の充実	①幼児教育の充実
(2)	学校教育の充実	①学力の向上
		②地域に開かれた学校づくりの推進

(1) 幼児教育の充実

①幼児教育の充実								
様々な体験活動を通して、幼児の好奇心や探求心を育て、思考力の芽生えを培います。 また、身近な人々と親しむ中で、幼児が他者への思いや善悪の認識等、規範意識や道徳性の芽生えを促します。								
内容	継続・新規	指標単位	現状	計画				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
体験活動	継続	開催回数	11回	11回	11回	11回	11回	11回
就学前交流会	継続	開催回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回

(2) 学校教育の充実

①学力の向上

各学校に学習支援員を配置し、個別指導や少人数指導を行います。また、国際化・情報化など時代の変化に対応するため、外国語授業やP C等を活用した授業、情報モラルの学習の充実に努めます。

内容	継続 ・ 新規	指標単位	現状	計画				
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
学習支援	継続	支援員	1人/校	1人/校	1人/校	1人/校	1人/校	1人/校

②地域に開かれた学校づくりの推進

各幼稚園・小学校の教育や地域との連携の進め方などについて、保護者や地域住民等の意見を反映するため、学校評議員会を開催します。

また、児童・生徒の健全な育成を図るため、保育所・幼稚園・小中学校と中島村P T A連絡協議会との連携を強化し、幼児教育、学校教育、家庭教育・社会教育の振興に努めます。

内容	継続 ・ 新規	指標単位	現状	計画				
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
学校評議会	継続	開催回数	3回/校	3回/校	3回/校	3回/校	3回/校	3回/校

2 子どもの健康・発達支援

心身ともに子ども達が健やかに育まれるよう、母子保健や学校保健を充実させ、子どもの発育・発達を促進し、家庭での子どもの生活習慣の確立を図ります。また、障がいの早期発見・療育に努めます。

■施策と事業

施策		事業
(1)	子どもの健康づくりと疾病予防の促進	①乳幼児健康診査・健康相談の実施
		②保育所・幼稚園・小学校で健康診断の実施
		③予防接種事業の推進
		④歯科指導・食育の推進
(2)	地域医療体制の充実	①第二次救急医療体制の確保
		②白河地方緊急医療体制の確保
(3)	障がいの早期発見体制の整備	①障がいの早期発見体制の整備
		②早期発見の充実
		③障がい児を抱える家族への経済的支援
		④福祉サービスの提供

(1) 子どもの健康づくりと疾病予防の促進

①乳幼児健康診査・健康相談の実施								
子どもの健やかな発育・発達の確認や育児支援のため、「健康診査」については、4か月児は指定医療機関で、1歳6か月児と3歳児は保健センターで実施し、「健康相談」については、9～10か月児と2歳児を対象に実施します。 また、2～8か月児を対象に、「離乳食教室」を保健センターで開催します。								
内容	継続・新規	指標単位	現状	計画				
			令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
4か月児健康診査	継続	受診率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1歳6か月児健康診査	継続	受診率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3歳児健康診査	継続	受診率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
9～10か月児健康相談	継続	参加率	89.3%	90.0%	90.5%	91.0%	91.5%	92.0%
2歳児健康相談	継続	参加率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
離乳食教室	継続	参加率	89.5%	90.0%	90.5%	91.0%	91.5%	92.0%

②保育所・幼稚園・小学校で健康診断の実施

保育所・幼稚園では、健やかな発育・発達をチェックするため、学年ごとに健康診断を実施します。小中学校では、栄養状態・発達の状況をチェックするとともに、特定の疾患や身体上の異常を発見するため、学年ごとに定期健康診断を実施します。

なお、結果は保護者へ、通知し、要治療については治療につなげます。また、保護者に対しては、健康・生活習慣管理表を配布し、子どもの健康管理を促進します。

③予防接種事業の推進

感染症から子どもの身体を守るため、保護者が予防接種の重要性を認識し、すべての「定期予防接種」が受けられるよう、乳幼児全戸訪問で予防接種の説明を行うとともに乳幼児健康診査等で確認していきます。また「任意予防接種」についても継続して助成を行います。

④歯科指導・食育の推進

9～10か月児健康相談、1歳6か月児健康診査、2歳児健康相談、3歳児健康診査、歯科クリニックにおいて歯科保健指導の普及啓発を推進します。また、保育所、幼稚園、小中学校において、歯科衛生士による歯科指導を実施し、歯磨き習慣の定着を図り、適切な自己管理（セルフケア）ができるようにします。さらに、科学的根拠に基づくフッ化物の利用を推進し、フッ化物塗布及びフッ化物洗口を実施します。3・6・9・12・15歳時にむし歯0本の児童を対象により歯の表彰を実施し、むし歯予防の関心を高めていきます。

食育については、小学校と連携し、栄養教室「子どもクッキング教室」を通して、主食・主菜・副菜を揃えて、3食きちんと食事を摂ることの大切さについて普及・啓発します。また、給食センターを活用した見学学習や栄養士による食育授業を実施し、食育への関心を高めていきます。

内容	継続 ・ 新規	指標単位	現状	計画				
			令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
むし歯のない児童の割合	継続	3歳児	91.2%	91.5%	92.0%	93.0%	94.0%	95.0%
	継続	6歳児	82.6%	83.0%	83.5%	84.0%	84.5%	85.0%

(2) 地域医療体制の充実

①第二次救急医療体制の確保

「第二次救急医療」については、白河地方病院群輪番制により4病院（白河厚生総合病院、会田病院、白河病院、塙厚生病院）で休日、夜間の入院治療を必要とする重症緊急患者等の受入れを実施しています。白河地方広域市町村圏整備組合による救急搬送と併せ、引き続き現体制の維持に努めます。

②白河地方緊急医療体制の確保

「小児平日夜間救急医療」については、白河厚生総合病院小児科外来で白河医師会の当番制により、「休日救急医療」については白河医師会（小児科・内科・外科）、白河歯科医師会（歯科）による指定医療機関の当番制で実施されています。引き続き両医療体制の維持に努めます。

(3) 障がいの早期発見体制の整備

①障がいの早期発見体制の整備

「すくすく教室」は、心身の発育発達や養育状況等に問題が認められる乳幼児と保護者に対し、遊びの体験や専門職による診察や個別相談等を実施し、保護者が子どもに関わる問題を理解し、適切な関わり方ができるよう支援します。

また、継続した発達観察を行いながら経過に応じた支援を行います。

西白河郡合同で実施している心理士や精神科医による「乳幼児発達相談会」では、乳幼児の発育発達や子育て等に関する相談を実施することにより、専門的な機関での相談指導が必要と思われるケースを早期に発見し、個々の状況に応じた専門的支援が受けられるよう適切な指導を行います。

内容	継続 ・ 新規	指標単位	現状	計画				
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
すくすく教室	継続	開催回数	10回	10回	10回	10回	10回	10回
乳幼児発達相談会	継続	開催回数	6回	6回	6回	6回	6回	6回

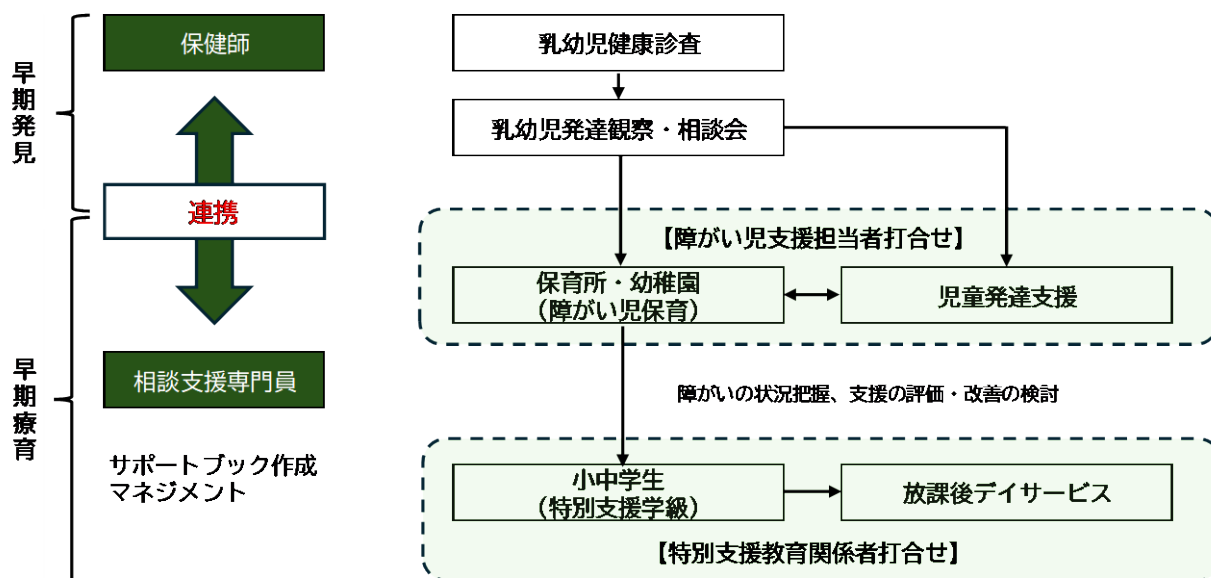
②早期発見の充実

就学前児童に対しては、乳幼児健康診査や乳幼児発達相談会などを通して障がいの早期発見に努めます。集団生活の中で早期療育を進めるため、障害児相談支援事業所の相談支援専門員がマネジメントを行い保護者と保健師や障害児通所事業所等を交えた「障がい児支援担当者打合せ」で支援の内容を検討し、「障がい児保育」と「児童発達支援」につなげていきます。

就学児童に対しても相談支援専門員がマネジメントを行い、保護者の障がいに対する理解を促進します。また、児童・生徒一人ひとりの障がいの特性に応じた効果的な指導を進めるため、保護者と学校教育スタッフを交えた「特別支援教育関係者打合せ」で障がい児の生活機能を把握するとともに、支援の評価や改善策を検討し、特別支援学級や「放課後等デイサービス」などにつなげていきます。

さらに、相談支援専門員は、サービス利用計画の作成と障がい児一人ひとりの特性を把握し乳幼児期から就労期までにわたる一貫した支援に繋げるための個別支援ファイル「サポートブック」を作成し、マネジメントの継続性を確保します。

■障がいの早期発見・療育フロー



③障がい児を抱える家族への経済的支援

「障害児福祉手当」は、20歳未満で重度の障がいの状態にあり、日常生活で常時介護を必要とする人に対し手当を支給します。

「特別児童扶養手当」は、身体又は精神に中度又は重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は養育者に対し手当を支給します。障がいの程度により1級と2級の等級があります。乳幼児発達相談会等で児童相談所等から手続きについて、保護者へ助言があることが多いため、児童相談所等と連携しながら手当の受給に向けた支援を行います。

「重度心身障害者医療費助成」は、重度心身障害者の健康の確保を目的として、病院等で診察を受けたときに支払う自己負担分を助成します。障害福祉手当の認定については、障がいの状態確認方法に主治医の診断書による確認の方法と児童相談所において実施される相談会等の参加による確認の方法があるため、対象世帯への制度の周知方法等を検討します。制度を利用できる重度障がい者に該当する児童がいる場合の利用方法等について、周知するなど制度利用への支援を行います。

「育成医療」は、18歳未満で身体に障がいや病気があり、放置すると将来身体に障がいが残る可能性があるが、手術等の治療で障がいの改善が期待できる児童に対して、医療費の一部を助成します。

④福祉サービスの提供

各種の援護や制度上の便宜を図るため、身体障がい児に対しては「身体障害者手帳」を、知的障がい児に対しては「療育手帳」を交付します。なお、療育手帳については、児童相談所で程度確認を行います。

「補装具支給」は、在宅で生活し身体障害者手帳を所有している児童に対し、日常生活や社会生活の向上を図るために、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の交付や修理を行います。

なお、補装具の交付や修理を受けるためには、身体障害者手帳を所持していることを原則とし、その手帳に記載される障がい部位にあった補装具を交付・修理します。

3 地域ぐるみの子育て支援

子ども達の心の財産を蓄積するため、児童館では「世代間交流」や「学習支援」を推進するとともに、図書室では「図書室マスター」や「お話し会」などを開催し、読書習慣の確立を促進します。また、幼稚園・小学校・家庭・地域が連携し「育ち・学びのスローガン」の実践に努めます。

さらに、子ども達が地域の一員として、いきいきと暮らせるよう、子どもの健全育成活動を振興するとともに、安全な社会を確立するため、防犯や交通安全を強化します。

■施策と事業

施策		事業
(1)	子どもたちの心と身体の財産の蓄積	①児童館事業の充実
		②読書の推進
		③地域の子どもの健全育成活動の促進
		④育ち・学びのスローガンの実践
(2)	子どもの安心・安全の確保	①防犯環境の強化
		②交通安全対策の強化

(1) 子どもたちの心と身体の財産の蓄積

①児童館事業の充実								
体験交流では、クラウン大学より講師を招き、昔遊びや団子さしなどの世代間交流を行います。 学習支援では、毎週金曜日と夏・冬休みの午前中2時間、生涯学習指導員・学習支援ボランティアによる補習を行います。								
内容	継続・新規	指標単位	現状	計画				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
世代間交流	継続	開催回数	5回	4回	4回	4回	4回	4回

②読書の推進

豊かな心と知識を育むため、生涯学習センター「輝ら里」の図書室では、毎年10か月で100冊本を読むスタンプラリー「図書室マスター」を開催します。この事業は、貸出図書1冊につきスタンプ1つが押され、ファーストステージが20冊、セカンドステージが30冊、サードステージが50冊で読破すると、表彰状等を贈呈します。

また、読書を促進するため、1月に貸出図書2冊を入れた「福袋」を配布するとともに、乳幼児健康診査の際に絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」を推進します。さらに、ボランティア等により、図書室では毎月「お話し会」を、幼稚園・小学校では図書司書が「読み聞かせ」を行います。

内容	継続・新規	指標単位	現状	計画				
			令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
図書室貸出	継続	冊数	15,304冊	15,400冊	15,500冊	15,600冊	15,700冊	15,800冊
図書室マスター	継続	参加者	169人	175人	180人	185人	190人	195人
図書室「お話し会」	継続	開催回数	10回	10回	10回	10回	10回	10回
幼小「読み聞かせ」	継続	開催回数	70回	70回	70回	70回	70回	70回

③地域の子どもの健全育成活動の促進

地域で子どもの健全育成を図るため、「子ども会育成会」と「スポーツ少年団」については、活動の助成を行います。

内容	継続・新規	指標単位	現状	計画				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども会育成会の振興	継続	団体数	13団体	13団体	13団体	13団体	13団体	13団体
スポーツ少年団の振興	継続	団数	4団体	4団体	4団体	4団体	4団体	4団体
		登録者	70人	70人	70人	70人	70人	70人

④育ち・学びのスローガンの実践

教育委員会・学力向上推進会議・生徒指導担当者会・PTA連絡協議会で定めた「いきいき中島っ子育ちの五か条と学びの十か条」については、幼稚園・学校と家庭や地域が連携し、共通に実践することにより、子ども達の望ましい生活習慣や学習習慣の確立を目指します。また、テレビやゲームに触れない「ノーディスプレイデー」にも取り組み、家庭での読書や会話を促進します。

内容	継続・新規	指標単位	現状	計画				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ノーディスプレイデー	継続	回数	1回/週	1回/週	1回/週	1回/週	1回/週	1回/週

(2) 子どもの安心・安全の確保

①防犯環境の強化

児童・生徒を犯罪から守るため、家の中に駆け込める「ひなんの家」を確保します。

内容	継続・新規	指標単位	現状	計画				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ひなんの家	継続	登録件数	滑28件 吉25件 計53件	滑28件 吉25件 計53件	滑28件 吉25件 計53件	滑28件 吉25件 計53件	滑28件 吉25件 計53件	滑28件 吉25件 計53件

②交通安全対策の強化

関係機関と連携し、幼稚園・小学校で交通安全教室を実施することで事故を起こさない・事故に遭わない村づくりをめざします。また、教育長・小学校長・住民生活課・建設課・白河警察署・県南建設事務所で毎年通学路合同安全点検を実施し、通学路を改善していきます。

内容	継続・新規	指標単位	現状	計画				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
交通安全教室	継続	小学校 幼稚園	2回/校 6回/園	2回/校 6回/園	2回/校 6回/園	2回/校 6回/園	2回/校 6回/園	2回/校 6回/園

第5章

子ども・子育て支援制度

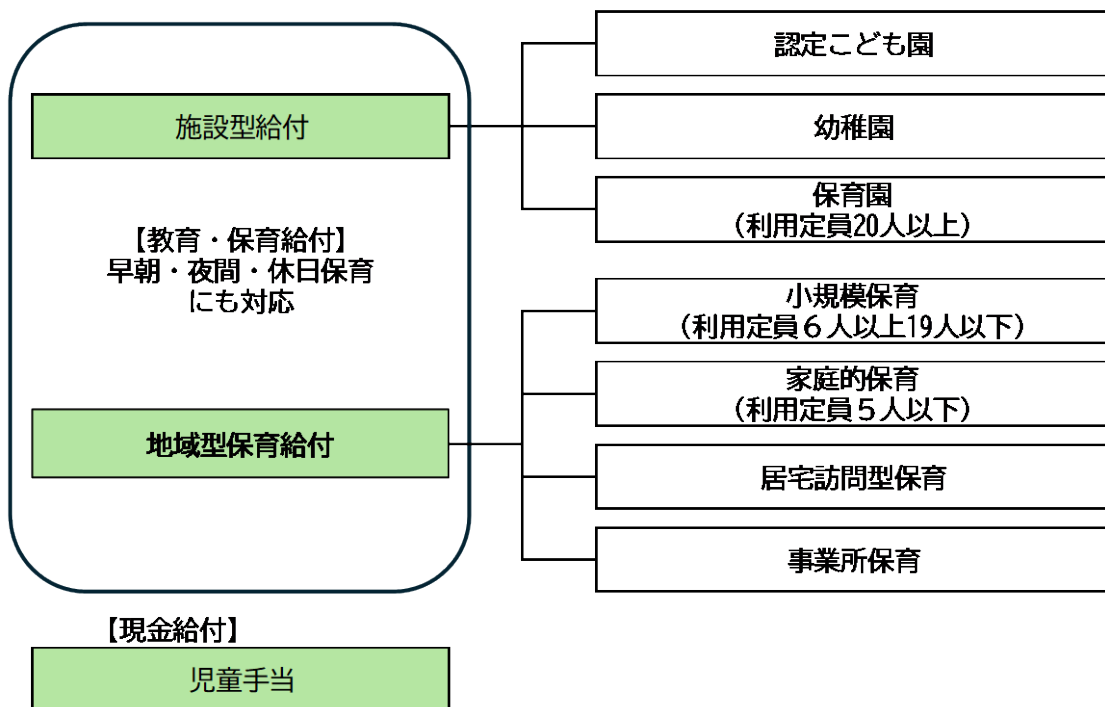
第5章 子ども・子育て支援制度

I 子ども・子育て新制度の概要

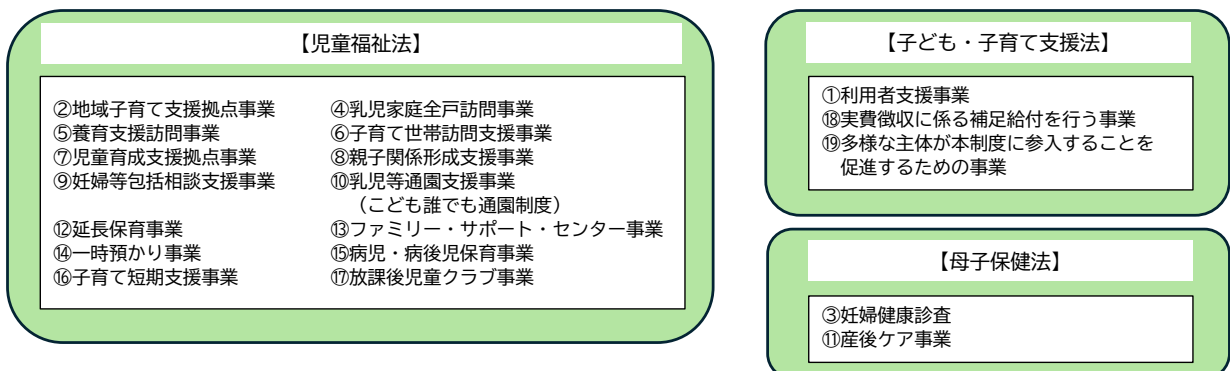
1 子ども・子育て新制度について

子ども・子育て支援制度は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分けられ、実施主体は村となっています。前者は全国統一の基準や公定価格を設けて、保護者へ教育・保育に要する費用を給付するのに対し、後者は、地域の実情に応じたサービスを提供します。

■子ども・子育て支援給付体系



■地域子ども・子育て支援事業の根拠法



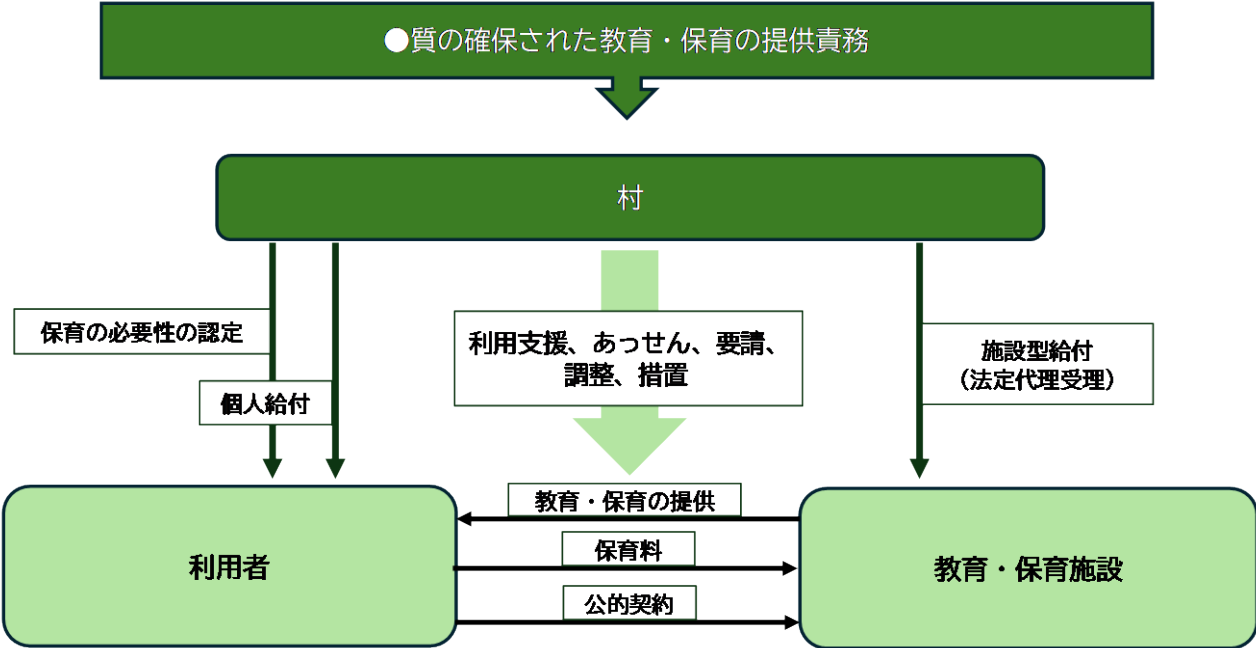
2 子ども・子育て支援給付について

(1) 教育・保育給付の内容と方法

教育・保育給付は、認定子ども園、幼稚園、保育所を対象とする「施設型給付」の他に、市町村による認可事業として小規模保育などの「地域型保育給付」が新たに加えられます。これにより、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなっています。

給付制度では、国が給付の「公定価格」を定める法定代理受領方式が原則となっており、本来は保護者に対して支払われる教育・保育に要する費用を給付費として各施設が代理して村へ請求をする形となります。

■教育・保育給付の方法



■事業費の財源内訳

国	1 / 2	県	1 / 4	村	1 / 4
---	-------	---	-------	---	-------

(2) 支給認定

教育・保育費の支給に当たり、保護者の就労・疾病等による子どもの保育の必要性の有無と保育必要量（標準時間・短時間）を認定します。保育が必要な家庭には0～2歳の「満3歳未満保育認定」、3～5歳の「満3歳以上保育認定」、3～5歳の保育の必要のない家庭には「教育標準時間認定」（幼児教育の実施）を行います。

保育の必要性の事由について国の基準は緩和され、保育のできる同居親族等の条件が外され、「就労条件」は昼間労働だけでなく全ての就労が対象になります。実際の運用に当たっては、国の基準に基づき村が条例で基準を定めます。

■支給認定区分

区分	子どもの年齢	認定の名称	保育の必要性	認定の内容	保育必要量
1号	3～5歳	教育標準時間認定	×	幼児教育を受ける家庭	
2号		満3歳以上保育認定	○	幼児教育と保育を受ける家庭	保育標準時間 保育短時間
3号	0～2歳	満3歳未満保育認定	○	保育を受ける家庭	保育標準時間 保育短時間

■保育の必要性の基準

事 由	1 就労
	2 妊娠・出産
	3 保護者の疾病・障がい
	4 同居親族等の介護・看護
	5 災害復旧
	6 求職活動
	7 就学（職業訓練校等を含む）
	8 虐待やDVのおそれがあること
	9 育児休業取得時に、既に保育所を利用していること
	10 その他村が定める事由

区分 (保育必要量)	1 保育標準時間
	2 保育短時間

優先利用	1 ひとり親家庭
	2 生活保護世帯
	3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
	4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
	5 子どもが障がいを有する場合
	6 育児休業明け
	7 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育等の利用を希望する場合
	8 小規模保育事業などの卒園児童
	9 その他村が定める事由

■保育必要量

保育標準時間 最大11時間
(利用可能な時間帯)
【例】月120時間以上の就労

保育短時間 最大8時間
(利用可能な時間帯)
【例】月48時間以上120時間未満の就労

(3) 認定区分と教区・保育施設

認定区分ごとの教育・福祉施設の受け入れ体制は以下のとおりとなっています。保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置は施設型給付費に一本化されます。なお、認定こども園は、幼児期の教育と保育を一体的に実施する施設です。

■認定区分と教育・保育

区分		満3歳未満	満3歳以上	
		保育認定	教育標準 時間認定	保育認定
給 付	教育		●	●
	保育	●		●
施 設 型 給 付	認定こども園	●	●	●
	保育所 (利用定員20人以上)	●	※	●
	幼稚園		●	※
地 域 型 保 育 給 付	小規模保育 (利用定員6人～19人)	●	※	※
	家庭的保育 (利用定員5人以下)	●	※	※
	居宅訪問型保育	●	※	※
	事業所内保育	●	※	※

※特例給付による利用形態あり

(4) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、村が地域の実情に応じて、一体的に実施するものです。対象の事業は、子ども・子育て支援法に基づき実施されています。

■地域子ども・子育て支援事業の概要

事業名		事業概要
①	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
②	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
③	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
⑥	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。
⑦	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。

事業名		事業概要
⑧	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業。
⑨	妊婦等包括相談支援事業	妊娠届の提出時に妊婦の状態等を確認し、若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする事業。
⑩	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	0歳6か月～2歳未満の子どもが対象となり、家庭の経済状況や保護者の就労状況に関わらず、保育施設に通うことができるよう支援する制度。
⑪	産後ケア事業	家族や周囲のサポートが不足している母親の出産直後のケアが十分に行き届かない状況を改善するため、産後の母親が抱える身体的・精神的な負担を軽減し、育児不安の解消を図る事業。
⑫	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。
⑬	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。（相互援助活動の例：子どもの預かり、送迎など）
⑭	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
⑮	病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース病において、看護師等が一時的に保育等する事業。

事業名		事業概要
①⑥	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業／原則として7日以内）、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））
①⑦	放課後児童クラブ事業	共働き家庭など留守家庭の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。新制度では、対象者を6年生まで拡大。
①⑧	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
①⑨	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

■事業費の財源内訳

国 1/3	県 1/3	村 1/3
-------	-------	-------

II 実施体制

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域について、村立の中島保育所と中島幼稚園の体制のため、村内全域を1つの区域として設定し、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2 子ども・子育て支援給付

施設型給付として中島保育所は2・3号認定児童、中島幼稚園は1号認定児童の受け入れを行います。

3 地域子ども・子育て支援事業

19事業の中で本村が実施するのは「妊婦健康診査」や「乳児家庭全戸訪問事業」といった保健事業をはじめ以下の10事業となっています。

■実施する地域子ども・子育て支援事業

区分		継続	新規
①	利用者支援事業	●	
②	地域子育て支援拠点事業		
③	妊婦健康診査	●	
④	乳児家庭全戸訪問事業	●	
⑤	養育支援訪問事業	●	
⑥	子育て世帯訪問支援事業		
⑦	児童育成支援拠点事業		
⑧	親子関係形成支援事業		
⑨	妊婦等包括相談支援事業		
⑩	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		●
⑪	産後ケア事業		●
⑫	延長保育事業		
⑬	ファミリー・サポート・センター事業		
⑭	一時預かり事業	●	
⑮	病児・病後児保育事業	●	
⑯	子育て短期支援事業		●
⑰	放課後児童クラブ事業	●	
⑱	実費徴収に係る補足給付を行う事業		
⑲	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		

Ⅲ 子ども・子育て支援給付の事業量の見込と確保の方策

1 中島保育所と中島幼稚園

中島保育所の0～5歳の保育と中島幼稚園の3～5歳の教育は、現行の内容を継続します。

■中島保育所と中島幼稚園の概要

区分	中島保育所	中島幼稚園
受入枠	0～5歳	3～5歳
保育時間 (平日)	7:30～18:30	通常 8:30～13:30
		預かり保育 7:30～8:30、 13:30～18:00
保育時間 (土曜日)	7:30～12:30	7:30～12:30
休業	12/29～1/3	学年始休業日 4/1～4/8
		夏季休業日 7/21～8/25
		冬季休業日 12/21～1/15
		学年末休業日 3/19～3/31
給食	8か月から就学前まで全員完全給食 (午前と午後の2回おやつあり)	全員完全給食
利用料	無料 (幼児教育・保育の完全無料化制度)	無料 (幼児教育・保育の無料化制度)

■見込量と確保量

区分				実績	計画					
				令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
見込量	3歳以上	1号認定 (教育)		110人	83人	76人	67人	68人	64人	
	3歳未満	3号認定 (保育)	0歳	18人	17人	18人	17人	18人	18人	
			1歳	19人	19人	21人	23人	21人	22人	
			2歳	21人	26人	18人	21人	23人	21人	
		合計		58人	62人	57人	61人	62人	61人	
確保方策	3歳以上	1号認定 (教育)	利用者	110人	83人	76人	67人	68人	64人	
			定員	180人	180人	180人	180人	180人	180人	
	3歳未満	3号認定 (保育)	利用者	58人	62人	57人	61人	62人	61人	
			定員	55人	55人	55人	55人	55人	55人	

【確保の方策】

中島幼稚園では、1号認定児童数が少子化により令和5年度の110人から、令和11年度には64人へ減少する見通しとなっています。

中島保育所では、少子化の中で、共働き家庭の増加が見込まれるため、3号認定児童数が令和5年度の58人から、令和11年度には61人へ増加する見通しです。

Ⅳ 地域子ども・子育て支援事業量の見込と確保の方策

1 利用者支援事業【母子保健型】（継続）

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、こども家庭センターを設置し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、切れ目のない支援を行います。

■見込量と確保量

区分		実績	計画				
		令和6年度(※)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	実施箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保量	実施箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

※令和6年度までは子育て世代包括支援センター

【確保の方策】

今後も保健師等を配置し、新たに設置するこども家庭センターで利用者支援事業を行います。また中島保育所・中島幼稚園や「地域子ども・子育て支援事業」などで子育てに関する情報の集約・提供や相談を行うとともに、相談者の支援に当たっては関係機関との連絡調整・連携に努めます。

2 妊婦健康診査（継続）

妊婦健康診査は、健診時に住民票のある妊婦を対象に医療機関へ委託し、15回までの健康診査費用を無料にします。

■見込量と確保量

区分		実績	計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用者	33人	22人	24人	22人	23人	24人
	年間延べ利用回数	193回	330回	360回	330回	345回	360回
確保量	年間延べ利用回数	193回	330回	360回	330回	345回	360回

【確保の方策】

人口推計の結果を踏まえ、出生数である22人～24人の利用者を見込みます。なお、1人当たりの利用回数は上限の15回とし、今後も母子手帳交付時に、健康診査の受診票を配布し受診を勧奨するとともに、医療機関との連携を強化し、円滑な運営に努めます。

3 乳児家庭全戸訪問事業（継続）

乳児家庭全戸訪問事業は、保健師等が生後2か月までの乳児全員の家庭を訪問し、乳児の健康や発達について助言や育児方法等への指導を行います。

■見込量と確保量

区分		実績	計画				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用者	30人	22人	24人	22人	23人	23人
	年間延べ訪問人数	30人	22人	24人	22人	23人	23人
確保量	年間延べ訪問人数	30人	22人	24人	22人	23人	23人

【確保の方策】

乳児全員を対象にしているため、毎年、出生数を見直し、保健師等が全戸を訪問し育児支援を行います。

4 養育支援訪問事業（継続）

就学前児童の子育てに不安のある家庭を対象に、保健師等が育児相談などを行います。

■見込量と確保量

区分		実績	計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用者	4人	3人	3人	3人	3人	3人
	年間延べ訪問人数	5人回	5人回	5人回	5人回	5人回	5人回
確保量	年間延べ訪問人数	5人回	5人回	5人回	5人回	5人回	5人回

【確保の方策】

今後も、保健師等を就学前児童の子育てに不安のある家庭に派遣し、保護者の育児や家事等の養育能力の向上を促進する支援を行います。また、乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等で、子育て困窮家庭の把握に努め、支援へつなげていきます。

5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）

0歳6か月から2歳未満の子どもを対象とし、家庭の経済状況に関わらず、月一定時間保育施設に通うことができるよう支援します。

■見込量と確保量

区分		実績	計画				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用者	未実施	未実施	3人	3人	3人	3人
確保量	利用者	未実施	未実施	3人	3人	3人	3人

【確保の方策】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、新規事業であるため、地域の実情やニーズの把握に努め、提供体制を確保し、令和8年度からの実施を目指します。

6 産後ケア事業（新規）

出産後の母親に対して、十分なケアを行い、産後の母親の身体的・精神的な負担を軽減し、育児不安の解消を図ります。

■見込量と確保量

区分		実績	計画				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用者	0人	1人	1人	2人	2人	3人
確保量	利用者	0人	1人	1人	2人	2人	3人

【確保の方策】

産後のケアが必要な母親について、ニーズに合わせて十分な支援を行い、安心して子育てができる支援体制を確保します。

7 一時預かり事業（継続）

（1）幼稚園型一時預かり事業

中島幼稚園では、就園時間外の就労家庭に対する定期的保育と非就労家庭に対する一時的保育を現行の内容で継続します。

■事業内容

内容	平日	土曜日
保護者の就労等により保育時間外に養育できない児童の保育	7:30～8:30 13:30～18:00	7:30～12:30

■見込量と確保量

区分		実績	計画				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	登録者	85人	88人	80人	69人	65人	65人
	年間延べ利用日数	10,586人日	12,457人日	11,274人日	10,077人日	10,340人日	9,549人日
確保量	年間延べ利用日数	10,586人日	12,457人日	11,274人日	10,077人日	10,340人日	9,549人日

【確保の方策】

一時預かり事業については、少子化により児童数は減少しているものの、共働き家庭の増加に伴い、定期的保育需要が増大しているため、現行の体制の維持に努めます。また、利用については登録制であるが、緊急の度合いにより無登録であっても柔軟に対応します。

（2）一般型一時預かり事業

引き続き、中島保育所では、在籍していない児童を対象に、一時的に育児が困難になった場合に保育を行います。

■見込量と確保量

区分		実績	計画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用者	6人	5人	5人	5人	5人	5人
	年間延べ利用日数	78人日	65人日	65人日	65人日	65人日	65人日
確保量	年間延べ利用日数	78人日	65人日	65人日	65人日	65人日	65人日

【確保の方策】

一時預かり事業については、少子化により児童数は減少しているものの、共働き家庭の増加に伴い、保育需要が増大しているため、現行の提供体制の維持に努めます。

また、サービスの利用は登録制であるが、緊急の度合いにより無登録であっても柔軟に対応します。

8 病児・病児後保育事業（継続）

急な病気や病気からの回復期で集団保育が困難な児童に対しては、「しらかわ病児保育室（白河厚生総合病院敷地内）」で一時的保育を行います。

■見込量と確保量

区分		実績	計画				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用者	4人	1人	1人	1人	1人	1人
	年間延べ利用日数	4人日	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
確保量	年間延べ利用日数	4人日	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日

【確保の方策】

引き続き、白河厚生総合病院の協力を得て、しらかわ地域定住自立圏で「しらかわ病児保育室」を運営します。

9 子育て短期支援事業（新規）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

■見込量と確保量

区分		実績	計画				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用者	未実施	実施検討	1人	1人	1人	1人
確保量	利用者	未実施	実施検討	1人	1人	1人	1人

【確保の方策】

令和6年度時点では未実施の事業であるが、支援が必要となった家庭が安心して利用することができるよう、令和7年度以降に支援体制を整備していきます。

10 放課後児童クラブ事業（継続）

中島村児童館輝らキッズにおいて行われる「なかじま放課後児童クラブ」では、児童支援員が、放課後帰宅しても保護者が就労等で家庭にいない児童を放課後や夏休み等に預かります。利用は登録制となっており、原則的に放課後の登所は児童クラブバスにより行い、活動終了後は保護者によるお迎えにより帰宅することとなっています。

■事業内容

内容	平日	場所
保護者が就労等で家庭にいない 原則小学1～6年生を放課後や 長期休業期間に預かる	小学校の授業終了後 18:30	中島村児童館「輝らキッズ」
	小学校の休業日 7:30～18:30	

■見込量と確保量

区分		実績	計画				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込量	利用者 (低学年)	78人	83人	73人	62人	54人	48人
	利用者 (高学年)	15人	69人	69人	73人	62人	54人
	利用者 (合計)	93人	152人	142人	135人	116人	102人
確保量	利用者 (合計)	93人	152人	142人	135人	116人	102人

【確保の方策】

今後も共働き家庭の増加により、低学年の保育需要の増加が見込まれるため、支援員を確保し「なかじま放課後児童クラブ」の拡充を図ります。

【 資料 】

資 料

I 中島村子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、中島村子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務その他村長が必要と認めた事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他村長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する部署において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

付則（令和5年3月16日条例第14号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

Ⅱ 中島村子ども・子育て会議委員名簿（令和6年度）

	区分	氏 名	備考
1	保護者	加藤 吉政	保育所保護者会 会長
2	//	森 一史	幼稚園 父母と教師の会 会長
3	//	小室 孝雄	滑津小学校 P T A会長
4	//	吉田 博紀	吉子川小学校 P T A会長
5	//	中野目 萌美	児童クラブ保護者会 会長
6	学識経験者	柳沼 典正	滑津小学校長
7	//	木戸 美智子	吉子川小学校長
8	//	高村 茂	中島村民生委員会 会長
9	児童福祉従事者	田村 利恵	中島保育所長
10	//	緑川 みゆき	中島幼稚園長
11	//	柳沼 昌仁	児童館長
12	その他 (行政機関)	鈴木 勝雄	学校教育課長
13	//	小林 隆	生涯学習課長
14	//	国井 たまみ	保健福祉課長

第3期中島村子ども・子育て支援事業計画

発 行 中島村 令和7年3月
編 集 中島村保健福祉課
福島県西白河郡中島村大字滑津字中島西11-1
電 話 0248-52-2174